

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

平成27年10月21日（水曜日）
午前10時1分開会
第3委員会室

出席委員

委員長 新垣良俊君
副委員長 仲宗根 悟君
委員 具志堅 透君 中川京貴君
新里米吉君 新垣清涼君
奥平一夫君 前島明男君
金城勉君 嘉陽宗儀君
新垣安弘君

説明のため出席した者の職、氏名

環境部長 當間秀史君
環境企画統括監 古謝隆君
環境政策課長 永山淳君
環境政策課基地環境
特別対策室長 松田了君
環境保全課長 仲宗根一哉君
環境整備課長 棚原憲実君
自然保護・緑化推進課長 謝名堂 聡君
企業局長 平良敏昭君
企業企画統括監 上間丈文君
企業技術統括監 稲嶺信男君
総務企画課長 大村敏久君
経理課長 小波津盛一君
配水管理課長 石新実君
建設計画課長 上地安春君

本日の委員会に付した事件

- 平成27年第7回議会乙第18号 平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 平成27年第7回議会乙第19号 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 平成27年第7回議会 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について（環境部所管分）

認定第1号

- 平成27年第7回議会 平成26年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第22号
- 平成27年第7回議会 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
認定第23号
- 決算調査報告書記載内容等について

○新垣良俊委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査についてに係る平成27年第7回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の議決議案2件、平成27年第7回議会認定第1号、同認定第22号及び同認定第23号の決算3件の調査及び決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、環境部長から環境部関係決算の概要について説明を求めます。

當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 環境部の平成26年度一般会計決算の概要について、お手元にお配りしております歳入歳出決算説明資料に基づいて御説明いたします。

初めに、平成26年度一般会計歳入決算の状況につきまして御説明いたします。

1ページをお開きください。

環境部所管の歳入は、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び県債の5つの款からなっております。その合計額は、1行目の予算現額28億4496万5000円、調定額は27億8016万6994円、うち収入済額27億8016万6994円となっており、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっております。

次に、（款）ごとの歳入について御説明いたします。

（款）国庫支出金は、収入済額19億6953万1438円で、主なものは二酸化炭素排出抑制対策事業費補助

金及び沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入は、収入済額829万9623円で、その内容は環境保全基金利子や産業廃棄物税基金利子であります。

2ページをお開きください。

(款) 繰入金は、収入済額4億7186万1036円で、その内容は産業廃棄物税基金繰入金、海岸漂着物地域対策推進事業基金繰入金及び沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金繰入金であります。

(款) 諸収入は、収入済額3億1767万4897円で、主なものは公共関与事業推進費貸付金元金収入と動物愛護管理センター受託金、環境保全促進助成事業であります。

(款) 県債は、収入済額1280万円で、その内容は石綿健康被害救済制度推進事業であります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

3ページをお開きください。

平成26年度の一般会計の歳出は、衛生費と農林水産業費の2つの款からなっております。その合計額は、1行目の予算現額41億7348万6000円、うち支出済額39億3759万3904円、翌年度への繰越額は858万8600円、不用額は2億2730万3496円となっております。予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は94.3%となっております。

不用額2億2730万3496円のうち、(目)で主なものについて御説明いたします。

上から5行目の(款)衛生費(項)環境衛生費(目)環境衛生指導費の不用額1億7044万9268円は、主に海岸漂着物地域対策推進事業費におけるゴミ回収等委託料残によるものであります。

上から8行目の(項)環境保全費(目)環境保全費の不用額3040万1358円は、主に水質測定機器整備事業費の備品購入費入札残、観光施設等の総合的エコ化促進事業の委託料の入札残及び補助金の執行残、放射能調査費の国委託事業費の減額などによるものであります。

下から4行目の(項)環境保全費(目)自然保護費の不用額1214万4073円は、主にサンゴ礁保全再生事業の補助金の執行残によるものであります。

一番下の行の(款)農林水産業費(項)林業費(目)造林費の不用額349万5590円は、主に沖縄グリーンプロモーション事業の補助金の執行残によるものであります。

以上をもちまして、平成26年度の環境部一般会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく御願いたします。

○新垣良俊委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から平成27年第7回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の議決議案2件、平成27年第7回議会認定第22号及び同認定第23号の決算2件について説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 平成26年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算、並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第22号平成26年度沖縄県水道事業会計決算について、お手元にお配りしております決算書に沿って御説明いたします。

水道事業の概況について、お手元の決算書の15ページをお開きください。

(1) 総括事項についてであります。平成26年度の水道事業では那覇市ほか20市町村及び1企業団に水道用水を供給いたしました。

アの営業収支等、イの建設工事等については記載のとおりですので、後ほど目を通していただきたいと思います。

それでは、水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

1ページにお戻りください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額合計295億7450万4000円に対して、決算額は292億7767万2373円で、予算額に比べて2億9683万1627円の減収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計301億8792万3410円に対して、決算額は285億5968万54円で、翌年度繰越額が1億7432万8221円、不用額が14億5391万5135円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費や固定資産除却費等の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計169億7784万6000円に対して、決算額は146億2356万3276円で、予算額に比べて23億5428万2724円の減収と

なっております。

その主な要因は、建設改良費の繰り越しに伴い第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計227億7242万9134円に対して、決算額は199億5036万7153円で、翌年度への繰越額が27億3239万9913円、不用額が8966万2068円となっております。

繰り越しが生じた主な要因は、工事計画の変更等に際し不測の日数を要したことによるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益合計153億2785万3678円に対して、2の営業費用合計は255億3564万952円で、102億778万7274円の営業損失が生じております。

3の営業外収益合計126億2189万6553円に対して、4ページの4の営業外費用合計は16億9777万8088円で、右端上の営業外利益109億2411万8465円が生じており、経常利益は7億1633万1191円となっております。

5の特別利益、6の特別損失合計を加味した当年度の純利益は4億2452万9498円であります。

これに、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額36億4579万9641円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は40億7032万9139円となっております。

なお、その他未処分利益剰余金変動額ですが、地方公営企業における新会計基準が平成26年度から適用され、補助金等の計上方法の変更に伴い、資本剰余金から利益剰余金に振りかえたものであります。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高6594億2388万6310円に対し、当年度変動額は会計基準の変更等によって、6170億442万3070円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は424億1946万3240円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金は、当年度末残高40億7032万9139円の全額を今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て減債積立金に積み立てることにしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財

政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については8ページになりますが、資産合計4555億2836万4127円となっております。

負債の部については10ページになりますが、負債合計4131億890万887円となっております。

資本の部については、下から2行目になりますが、資本合計424億1946万3240円となっております。

なお、11ページから14ページは、決算に関する注記、15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

これで、認定第22号平成26年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

引き続きまして、認定第23号平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

67ページをお願いいたします。

工業用水道事業の概況について御説明いたします。

(1) 総括事項についてであります。平成26年度の工業用水道事業では、沖縄電力株式会社石川火力発電所ほか95事業所に対して工業用水を供給いたしました。

アの営業収支等、イの建設工事等については記載のとおりですので、後ほど目を通していただきたいと思っております。

それでは、工業用水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

53ページへお戻りください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計7億398万円に対して、決算額は7億835万4522円で、予算額に比べて437万4522円の増収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の増加によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計7億263万3550円に対して、決算額は6億7120万9666円で、不用額が3142万3884円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の営業費用における負担金や固定資産除却費等の減少によるものであります。

54ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げ

げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計7292万2000円に対して、決算額は7292万583円で、予算額に比べて1417円の減収となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計3億1506万1400円に対して、決算額は1億8648万44円となっております。翌年度への繰越額は1億184万4730円、不用額は2673万6626円であります。

繰り越しが生じた要因は、工事発注に際し不測の日数を要したことによるものであります。

次に、55ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益合計2億7327万1390円に対して、2の営業費用合計は6億2800万1819円で、営業損失が3億5473万429円生じております。

3の営業外収益合計4億959万8740円に対して、56ページの4の営業外費用合計が1976万4803円で、右端上の3億8983万3937円の営業外利益が生じ、経常利益は3510万3508円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は3228万5574円、当年度未処分利益剰余金は6億2418万8878円となっております。

次に、57ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高175億3626万6157円に対し、当年度変動額が会計基準の変更等によって、162億3029万8742円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は13億596万7415円となっております。

次に、58ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高6億2418万8878円のうち3億7101万5069円を今後の企業債償還に充てるため減債積立金に、また、残額の2億5317万3809円を今後の建設改良費に充てるため建設改良積立金に議会の議決を経て積み立てることにしております。

次に、59ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、60ページ、資産合計80億3254万3749円となっております。

負債の部については、62ページ、負債合計67億2657万6334円となっております。

資本の部については、下から2行目の資本合計13億596万7415円となっております。

なお、63ページから66ページは、決算に関する注記、67ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

これで、認定第23号平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

別冊の議案書(その2)の46ページをお開きください。

乙第18号議案平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから議案を提出しております。

内容につきましては、平成26年度水道事業会計の未処分利益剰余金40億7032万9139円の処分について、今後の企業債償還に充てるため全額を減債積立金に積み立てるものであります。

これで、乙第18号議案平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての概要説明を終わります。

引き続きまして、乙第19号議案平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

47ページでございます。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、水道事業会計と同様に議会の議決を必要とすることから議案を提出しているところであります。

内容につきましては、平成26年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金6億2418万8878円の処分について、今後の企業債償還に充てるため3億7101万5069円を減債積立金に、今後の建設改良費に充てるため2億5317万3809円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

これで、乙第19号議案平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての概要説明を終わります。

以上で、決算及び関連する議決議案の概要について御説明申し上げます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 環境部から質疑をいたします。

環境部の平成26年度執行率は、先ほど決算状況の中で数字が出ていまして94.3%となっていますけれども、その前の年の執行率はどうだったのでしょうか。

○永山淳環境政策課長 平成25年度の執行率は、予算額34億9753万6000円に対しまして、支出済額が32億8215万円となっており、執行率は93.8%となっております。

○新里米吉委員 93.8%が94.3%になったわけですから、執行率はよくなったということで、環境部の健闘をこれからも期待したいと思います。

ところで、主要施策の成果に関する報告書の41ページ、海岸漂着物地域対策推進事業、予算額約4億4331万円に対して決算額が2億9455万円となっています。残額の1億4876万円について、説明をしてください。

○棚原憲実環境整備課長 沖縄県では、平成25年4月1日に、国の地球環境保全対策費補助金の内示を受けまして、平成25年度、平成26年度の2年間の予算として約6億円を平成25年9月補正で予算措置

し、平成25年10月に沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例を制定しまして、回収処理事業、発生抑制対策事業を実施しております。委員の御質疑にありました残額1億4876万円につきましては、国の地域環境保全対策費補助金交付要綱に基づき、国庫に返還することとなります。

○新里米吉委員 先ほどの予算の説明資料の中でも、執行率はかなりいいし、繰り越しも非常に少ないけれども、不用額が少し目につきます。その不用額の中で問題なのが先ほども説明がありました、海岸漂着物地域対策推進事業がその大半を占めている。それは国庫に返納するということですから、使わずにそれだけ返納せざるを得なくなったのは何か理由があるのですか。

○棚原憲実環境整備課長 平成25年度、平成26年度の予算要求に当たりましては、平成23年度の調査で算出した海岸漂着物の現存量約8900立米をもとに、2年間の事業として約6億円を見込みまして、国へ補助金を申請しております。海岸漂着物の回収は、事業主体である海岸管理者及び補助金活用要望のありました市町村が漂着状況等を勘案して場所を選定し、回収処理をしており、平成25年度が実際には2473立米、平成26年度が5627立米であったことから、平成23年度の調査で算出した現存量よりも少なかったということがあります。また、市町村等への聞き取りによると、崖の下など海岸漂着ごみの回収が困難な場所があったことによる執行残や、近年活発となっているボランティアの清掃活動により海岸漂着ごみの回収が実施されている場所もあり、結果として費用をかけずに海岸漂着ごみの回収ができている場所もあることも要因の一つと考えております。

○新里米吉委員 今話を聞くと、ボランティアもあったということですが、想定していた分は使わなかったということが大きいのか。しかし、回収できないごみがまだまだ結構あるのに、それを十分活用できる体制ではなかったということなのか。もう一度そこを説明してもらえますか。

○棚原憲実環境整備課長 事業は平成25年度、平成26年度の2年間の事業でありますけれども、平成25年度は9月補正予算での事業開始となったことから、海岸管理者や市町村での事業実施期間が短かったこともあり、補正予算額約2億7000万円のうち約1億1000万円が執行残となっております。それも含めまして、平成26年度の9月補正予算に計上しまして、改めて海岸管理者、市町村への要望調査等で事業実施を促しましたけれども、当初予算での事業

で十分という趣旨の回答もあり、結果として約1億5000万円が執行残となっております。

○新里米吉委員 次、企業局に質疑します。

決算審査意見書の2ページ目。経営成績で述べているところで、会計基準見直しの影響による営業外利益が増加—ここは13ページに、長期前受金戻し入れ124億円皆増というものが出ております。これとの関係があるかと思えます。それから、会計基準見直しの影響による営業費用が増加、これはまた13ページに減価償却費33億円が149億円へ大幅増ということと関連していると思えます。この2点について、2ページに書かれていること、13ページに述べていることが関連していると思えますが、説明をお願いしたいと思います。

○小波津盛一経理課長 平成26年度から会計基準が見直されております。これによりまして、補助金等により取得した固定資産の償却制度が変更されております。これまで任意での適用が認められていた補助金等部分を減価償却しない—みなし償却制度が廃止されております。みなし償却制度が廃止されたことに伴いまして、平成26年度決算から補助金等相当分についても減価償却を行ったといったことから減価償却費が増加しております。これが営業費用が増加した主な要因となっております。

一方で、償却資産の取得または改良に伴い交付された補助金等については、長期前受金という形で貸借対照表上、負債に計上した上で、減価償却費や固定資産の見合い分を損益計算上、長期前受金戻入という形で営業外収益に計上することになりましたので、これによって長期前受金戻入が皆増し、営業外収益が増加したという流れでございます。

○新里米吉委員 決算審査意見書の11ページ。収益的収入は2億9683万1627円の減となつて、収入率は99.0%。前年度101.7%でありますけれども、これは営業外収益が3億155万6302円減少したことによるものであると説明していますが、そのことについて説明をしてください。

○小波津盛一経理課長 営業外収益が予算額に対して減少した主な理由は、先ほど申し上げた長期前受金戻入が3億909万6000円減少したことによるものです。これは建設改良事業費を繰り越したことから、固定資産除却費が減少したと。その固定資産除却に見合う部分の長期前受金戻入が減少したという形になっております。

○新里米吉委員 同じく11ページ。その下にありません収益的支出。翌年度繰越額は1億7432万8221円、

繰越額が生じた主な理由は計画変更によるものと述べております。計画変更の内容を説明してください。

また、12ページの資本的支出でも、翌年度繰越額27億3239万9913円の繰り越しが生じた主な理由に、計画変更によるものというように、計画変更によるものがこの2カ所出ておりますけれども、それについて説明してください。

○大村敏久総務企画課長 まず、11ページ目ですけれども、1億7000万円余りの繰り越しについての計画変更について説明いたします。水道管の敷設工事に際しまして、自治体、河川管理者等の関係機関との協議に不測の日数を要したこと及び工法の変更、施工料の変更が生じたことなどによるものです。具体的に1例挙げますと、一番大きい額で8000万円余りの前田流入管の移設工事というものがおりますけれども、那覇市及び浦添市の区画整備事業に伴った移設事業でありまして、浦添市、那覇市等と発注主体との関連工事がありまして、その当該市—浦添市、那覇市との協議に、不測の日数を要したことなどが挙げられます。あと、12ページの27億円余りの繰り越しについてですけれども、一番大きいのが送水管敷設工事で占用する道路の拡張工事、これも道路管理者が行いますけれども、それがおくれたことにより、その調整に時間を要したということなどが主な理由であります。

○新里米吉委員 わかりやすく言えば、どちらも調整に時間がかかって、計画変更をせざるを得なかったと言ったほうがわかりやすいのかと理解したのですけれども、それでいいですか。

○大村敏久総務企画課長 そのとおりであります。

○新里米吉委員 次、1番目の質疑、2ページと関連してくるのが随所に出てまいります。1番目の会計基準の見直しとの関係を最初に質疑しましたけれども、重要なところで同じことが少なくとも3カ所ありまして、時間も節約したいと思いますので、3つそれぞれ説明をお願いします。

最初に、16ページの営業収益対営業費用比率。これもそれによる職員1人当たり有形固定資産も会計基準見直しの影響によるとなっております。それから同じく会計基準の見直しで、117.3%が60%になったり、17億3463万円が11億7922万円になったりと相当な数字がずれてきていますので、従来の方式で計算した場合には、数字はどうなるのかをお聞きしたい。

それから2つ目は、18ページ。前年度の残高が905

億346万円に対して、会計基準の見直しがあつて219億6804万円と、これも大幅なずれがあります。従来方式であればどうなるのか。

3つ目に、25ページ。平成25年度が284%、それが会計基準の見直しで平成26年度は180%とこれも大きく数字が変わっておりますけれども、従来方式で計算したらどうなるのか、それぞれについて説明してください。

○大村敏久総務企画課長 まず、16ページ目の職員1人当たりの有形固定資産について、旧基準で計算した場合の額についてお答えします。旧基準による計算によりますと、18億6020万1000円となっております。

営業収益対営業比率についてお答えします。旧基準での計算によりますと、113.8%となっております。

○小波津盛一経理課長 18ページにございます資本金を旧基準でやった場合、幾らになるかということでございますけれども、旧基準で計算した場合には、919億2518万269円になります。

○大村敏久総務企画課長 25ページ目の流動比率について、旧基準による計算の率は、279.3%となっております。

○新里米吉委員 いわゆる会計基準見直しがことしあつて大幅に数字が変わってくるわけですが、それだと比較が非常にわかりにくいものですから、従来方式でやった場合にはどれだけになるのか述べてもらいました。ほとんど、大きな差はないですね。今、4つ答えてもらいましたけれども、少し良くなったり、少し悪くなったりというように、数字から見るとそういう理解ができました。

○新垣良俊委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 それでは、水道会計からお願いしたいと思います。

第9次沖縄県企業局経営計画ということで、平成26年度がスタートの年でありますけれども、不用額で14億円余りを上げられたと。その主な理由は、動力費で固定資産減によるものでありますということで、第8次沖縄県企業局経営計画4年間の節減効果が4億円余りあるということで、去年の決算に上げられました。その動力費の抑制に、大きなコストは電気料だということで、浄水場で言うと一番動力を要するのが北谷町の海水淡水化施設ということがありますけれども、この14億円に対しての動力費は、やはり例年どおり北谷町の海水淡水化施設での動力費が大きなウエートを占めているかと思えますけれども、その辺の説明をお願いできますか。

ども、その辺の説明をお願いできますか。

○平良敏昭企業局長 まず、第8次沖縄県企業局経営計画ですけれども、おっしゃるとおり4年間で4億1000万円余りの経費節減ができたということで、これはもちろん動力機能節減。もう一つは、名護浄水場と新石川浄水場の休日、夜間、祝祭日の運転管理業務の民間への委託といったもの、それから省エネルギー—自然エネルギーを導入したことによる経費の節減、そういうものも含めて4年間で4億1000万円削減しました。

これを踏まえて第9次沖縄県企業局経営計画では、新たな経営環境に適切に対応するというので、もちろんこういったものに対応しながら、安全で安心な水を低廉な料金で安定的に供給することをもって県民の福祉に寄与するというので、平成26年度から平成29年度まで3つの大きな施策推進に基づいて、45項目にわたる取り組みをしております。第9次沖縄県企業局経営計画での経費節減効果目標額として、1億2400万円余りを設定して取り組んでいるところであります。

○仲宗根悟委員 第9次沖縄県企業局経営計画に当たって、企業局長の意気込みを聞かせていただきました。4年間で目標を定めた計画の初年度として、会計を示した段階で、どのような見通しをしていくのかをお願いします。

○平良敏昭企業局長 第9次沖縄県企業局経営計画については、これまで水道用水供給事業について、おおむね黒字基調で推移しているわけですが、決算審査意見書等にもあるとおり企業債残高の増といった問題と、もう一方は、給水収益の伸び悩みと申しますか、節水機器等の普及と人口増もそれほど大きく望めないという中で給水収益の鈍化、そして、老朽化施設の整備—本土復帰時に整備された管路等が相当数ありますので、これを更新していかなければならないという大きな取り組みがあります。もう一つは耐震化。こういったもの等で財政状況は厳しさが予想されます。この中で私どもとしては、そうは言ってもやはりこれを計画的に更新しながらできるだけ経費を削減して、できるだけ低廉な水道用水を供給するという心構えで、我々は経営努力、経営計画を策定しています。できるだけ効率化を進めながら取り組んでいて、今後とも第9次沖縄県企業局経営計画ではそういう前提で、今後は水道広域化にも取り組まなければならないという大きな課題もありますけれども、それを踏まえて全体的に進めていくことになろうかと思えます。

○仲宗根悟委員 少し冒頭で触れましたけれども、その動力費の節減は非常に大きなウエートを占めるということですが、海水淡水化に頼らないような水事情というものは、今、賄っているわけで、ところが機械のメンテナンスと申しますか、稼働させないことには、放置しておく機械そのものが動かなくなるということで、ある一定程度は稼働させながらやるという一最低限何千トンぐらいの水を確保しなければ、最低限の動力を使うということがあるかと思っておりますけれども、その辺の経費でもいいですが、いかがでしょう。

○石新実配水管理課長 海水淡水化施設は、通常時必要としない場合は日量5000トンです。能力としては4万トンの製造能力がございますけれども、通常5000トンです。それもある程度休ませながら、2週間に1度はゼロの期間を設けて、機械の劣化を起こさない程度で運用するという形をとっています。

○仲宗根悟委員 いろいろ工夫しながら、今後経費もかさみながら、悩みもあると。ただ、今、渇水の影響もあると思っておりますが、節水の呼びかけもしながら、なかなか県民生活の中に水道水は余り使わない傾向にあるということで、売る側としてはどんどん使ってほしいと思っておりますけれども、その辺のバランスも取りながら効率のよい経営の仕方をしたいと、また4年間努めていきたいのだということです。ぜひ頑張ってくださいと思っております。

あと、環境部で、主要施策の成果に関する報告書について、34ページのサンゴ礁の保全再生事業の中で、教えていただきたいです。海流などのシミュレーションと申しますか、モデル構築をしたという事業内容ですが、メカニズムの構築の研究を那覇港、浦添海岸、白保海岸の3カ所にした理由ですとか、どういった形で潮流が波を起こすから、潮流を調べなければならぬのか、そこを教えてくださいますか。

○古謝隆環境企画統括監 沖縄県の海流は非常に多様性が高いわけでありまして、3カ所を選んだ理由としては、まずは那覇港については、ある程度人工化が進んでこれからはいろいろな開発が見込まれていること。それに隣接している港湾ということで、浦添海岸。それと、自然な状態が良好な形で残っている白保海岸という3つのパターンに分けて分析をして、潮流シミュレーションを構築したところでございます。

○仲宗根悟委員 その3カ所のシミュレーションを構築して、3カ所のサンゴ礁がどういう状況になる

のかということの調査に結びつけようという調査なのですか。

○古謝隆環境企画統括監 まず、使い方としましてはいろいろ事業がありまして、海域においても埋め立てですとか防波堤をつくったり、そういったいろいろな事業がありますけれども、それに当たって潮流がどう変化するかシミュレーションをしなければなりませんけれども、なかなかそれに適したモデルとなるようなものが今のところ構築がまだ十分されていないということで、本土の海岸ですとフラットの状態でございますけれども、沖縄県の場合ですとサンゴ礁でいろんな凹凸があったりとか潮流が複雑ということで、この3カ所を選んで、それぞれの形態ごとに潮流のシミュレーションができるように構築しています。今後の展開として、事業に当たってこのシミュレーションを使っていただく。あるいは、場合によっては油流出事故が起きたときなどの拡散の予測などにも活用できるのではないかと考えております。

○仲宗根悟委員 この3カ所とは、埋め立てですとかいろいろな環境の変化が生じたところで、その中でどういった潮流の動きをするのかというようなことを研究しようということなのでしょうか。

○古謝隆環境企画統括監 具体的に何か今すぐあるということではございませんけれども、おおむねこの3パターンの海岸のシミュレーションを押さえておけば、大方のところに応用できるだろうということです。

○仲宗根悟委員 事業の実績には、サンゴの再生移植ですか、よくわかりますけれども、この成果といえますか、目に見える形の再生はどのぐらいなのでしょう。どういった形で事業が展開されていきますでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 サンゴの再生については、サンゴ礁の保全再生事業で実施しております。この事業の柱は主に3本ございまして、サンゴ礁再生に係る調査研究、サンゴ礁の再生の実証事業、それからサンゴ礁保全活動をしている団体への支援という3本で実施しております。サンゴ礁の再生に関する調査研究につきましては、幼生一サンゴが小さい段階で、どのような形で入ってくるのかとか、それぞれ県内各地のサンゴの遺伝子の解析、これは沖縄科学技術大学院大学の先生方と一緒に研究してもらっております。それから、有性生殖法ということで、卵からの再生をどういう形で生産していったほうが効率的なのか。それから、中間育成と申しますけれども、植えつけする前までに小さな卵

から植えつけ段階に育てるまでの間に、結構な数で死んでしまうものですから、それをどのような形で生存率を高めるかというようなことを調査研究の中で実施をしております。その結果をもとに、サンゴ礁の再生実証事業ということで、この事業は来年までですけれども、それまでの間に約3.3ヘクタールを植えつけようということで、約14万本の植えつけを目標に、今、取り組んでいるという状況です。現時点で約1.76ヘクタール近く、7万5000本近くを植えつけしております。来年、残りの分の7万5000本を卵から育てたものを中心に、これまでは無性株ということで、折ってクローンで育てたものが中心でしたけれども、卵で育てたものがそろそろ植えつけの段階に来ているので、来年は有性株を中心に植えて14万本、3.3ヘクタールを目標に取り組んでおります。

○仲宗根悟委員 着実にそのサンゴの再生事業が効果を上げていると受け取っていいですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 おっしゃるとおりで、この3ヘクタール以上の植栽というものは、多分、世界的にも珍しいということで、かなり技術的にも進んでいる状況にあるかと思っております。

○仲宗根悟委員 最後の、4番目のオニヒトデの大量発生メカニズムを研究していると、去年もお話しいただきましたけれども、サンゴを食べるオニヒトデの大量発生メカニズムを解明しながら、オニヒトデが発生しないような研究をしているという内容だったと思いますけれども、どの辺まで行っているのか、進捗状況といいますか、オニヒトデの研究はどうなっておりますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 オニヒトデにつきましては、別の事業でオニヒトデ総合対策事業を実施しております。平成24年度から平成29年度一再来年までの6年間を想定して、今、実施をしております。この事業につきましても大きく3つの柱がございます。1つは、オニヒトデの大量発生の予察、それからもう一つは、大量発生のメカニズムの解析—どのような形で大量発生が起こるのか。それからもう一つは、その結果をもとに効果的、効率的なオニヒトデの防除対策というこの3つを柱に、今、展開をしております。

大量発生の予察につきましては、これまで大量発生が起こってから補正で予算を要求して対応するということが、かなりタイムラグがあって、実施までにスムーズな体制ができないということで、前もって予察することで準備をしようということで、1つ

大量発生の予察がございます。

それからメカニズムについては、なぜ大量発生が起こるのかという原因を解明して根本対策に取り組もうという、2つの大きな柱がございます。大量発生の予察につきましては、稚ヒトデの調査ですとか、オニヒトデの食痕等を中心に調査をしております。とおおむね2年先の発生が一定程度読めるようになったということで、現時点で、その調査の中で一定程度大量発生の段階になれば、今、データをとっているという状況で、一定程度発生の実績も出つつございます。それからメカニズムにつきましては、これまで発生の原因として大きく3つの説がございまして、自然増減説、天敵減少説それから栄養塩増加説ということで、まず自然変動によってオニヒトデの幼生が生存率に影響するという説と、それからオニヒトデを食べるホラガイですとかカワハギですとか、そういった天敵が減ることで大量発生する説ですとか、もう一つが栄養塩増加説ということで、陸域から生活排水ですとか赤土ですとかそういった生活用水が流れ込むことで、窒素、リン等の栄養塩がふえて、それを食べる幼生のヒトデが大量発生するという3つの説がございます。これについては、平成25年度にオーストラリアの国立研究所と研究協定を結びまして、今、共同で研究をしておりますけれども、一番有力な説として栄養塩増加説が出ております。そういうことで、現在、その栄養塩増加説を中心に展開をしているところでございます。オーストラリアも明らかに栄養塩増加説が、現実的に調査結果としても出ておりますけれども、沖縄県の場合は栄養塩がふえないときでも発生する傾向が見られる場合があるということで、栄養塩増加説以外に別の要因が影響しているのではないかとということで、アミノ酸といった別の影響も含めて検討すべきではないかという昨年度の研究考慮の中に指摘もございましたので、今年度からそういう事業の調査も入れて研究を継続しているという状況でござい

○仲宗根悟委員 これから3つ、4つ質疑しようと思ったら、全部答えられましたね。できつつあるということで、大量発生にも、対策につながっていくというようなことで理解をいたします。

○新垣良俊委員長 新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 犬猫殺処分、動物愛護の予算です。去年、翁長知事が誕生しました。動物愛護に関して、犬猫殺処分ゼロを目指す政策に対する予算の変化は、去年と比較してどのようになっていますか。今

年度が幾らで、去年度が幾らだったか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 動物の保護については、動物保護費で対応しているところがございます。平成25年度動物保護費の予算額が1061万6000円、平成26年度の予算が1061万円ということで、おおむね同額1060万円程度で、これまで運用しているという状況でございます。

○新垣清涼委員 知事も政策の中に犬猫殺処分ゼロを目指すということを掲げていますので、環境部長は本会議で平成30年度を目指すという話をされましたけれども、例年通りの予算でゆっくりでは、後ろからまたふえてくる可能性もあるので、やはりメリハリをつけるという意味でも、次年度あたりに少し力を入れて取り組みをしたほうがいいのではないかと思いますので、その辺はどのように考えていますか。

○當間秀史環境部長 知事の公約におきまして、ことしの4月には沖縄県動物愛護管理推進計画の見直しをしまして、最終的に犬猫の殺処分ゼロとなるような社会を目指すということを、まず一文入れております。この計画は10年計画でありますので、途中で見直しをする必要がありますけれども、今、我々がやっている取り組みの成果を見て、早い段階で数値目標であるとか、それから年度について見直しを今、考えているところであります。新たな取り組みについては、自然保護課長からお答えさせたいと思います。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 これまで普及を中心に取り組んできたところがございますけれども、今年度から新たな取り組みとして、若夏学院といった施設に入っている児童を中心に犬のトレーニングのオーナーになってもらって、心の育成も含めてオーナー制度をやるということで、今、取り組んでいます。具体的には、犬、猫の譲渡については子猫、子犬のほうが人気が高くて、譲渡率が高いと。成犬、成猫については、なかなか譲渡率が低いという状況ですから、今回、しつけをして一沖縄県動物愛護管理センターに運ばれてくる動物については、非常に人間不信になっていますし、ほえたりかんだり譲渡するには非常に不向きな状態に入ってきますので、基本的に人間の愛情を感じさせて、トイレとかしつけをして、譲渡できるような状態にして譲渡を推進しようというような形で、今、別の部局とも連携をしながら、今年度から検討に入って、できれば来年から実証でどンドンふやしていきたいと、今、新たな取り組みを検討しているところでござい

ます。

○新垣清涼委員 大変いい取り組みだと思っています。ぜひ、力を入れていただきたいと思います。那覇市内も道路脇の緑地帯にいる野良猫に誰かが器を持ってきて、餌が入れられている。そういう猫を見ていると耳のカットがないので、多分、不妊手術はされてないのです。猫は半年すると成猫になって、次の子供を産むのです。ですからそういう意味では、動物をしっかりと最後まで養うという県民への普及。そして最近では、ペットという考え方よりパートナーという考え方にだんだんと移りつつあります。人ではないけれども、動物も人が生きていくためのパートナーとして、今おっしゃるように非行を繰り返している子供たち、あるいはこういう子供たちが動物を大事に育てることで心の健全育成ができるという取り組みもぜひ続けていただきたいと思います。予算もしっかりとって、次年度はちゃんところらでも審査をしますので、応援もしますのでよろしくをお願いします。

次に、あと1点。10月16日の新聞に、ヤドカリ移動を沖縄防衛局が県に申請したことについて、天然記念物ですから教育委員会へなのか、沖縄防衛局から文書が出て、必要書類が整ったとなっておりますけれども、そのことについてはお答えできますか。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、環境部長から、ヤドカリの件については天然記念物なので、教育委員会の所管であるとの説明があった。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 これから基地をつくろうとしているところの生物の環境関連で、そちらにも調整がきているだろうと思っていますけれども、それはどうですか。

○當間秀史環境部長 そういふのがあるとしても、取り消しをされてますので、我々はそれに対して関与するということはありません。

○新垣清涼委員 マスコミ報道によりますと、防衛省が設置した普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会一環境監視等委員会にその工事を受注した企業からの献金などがあって、けしからんと思っていますところですが、県が求めた環境監視等委員会には県内の先生方もいらっしゃいますか。

○古謝隆環境企画統括監 県内の先生もいらっしゃいまして、たしか昆虫関係の先生が入っていたかと思っています。

○**新垣清涼委員** 県内にヤドカリの専門の先生もいらっしゃいますか。

○**古謝隆環境企画統括監** ヤドカリに関して直接専門にされてるかどうかは存じ上げませんが、熱帯生命機能学の先生が琉球大学から入っておられます。それ以外に入っているのが、植物の観点から県内の大学の先生が入っておられます。

○**新垣良俊委員長** 奥平一夫委員。

○**奥平一夫委員** それでは環境部に少しお聞きしたいと思います。冒頭に、宮古島市のごみ問題を少しお聞きしてよろしいでしょうか。実は宮古島市の不法投棄の問題で、非常にいろいろなことが今、発覚して、お恥ずかしながら行政自体が行政の体をなしていないような状態で新聞報道が続いています。きのうもそうですがきょうも紙面に載っていて、こういうことが書いてあります。これまで問題が指摘されていた2014年度の撤去事業とは別に、沖縄振興一括交付金一括交付金を使って実施した2012年度の事業でも契約書など複数の書類で問題があることが19日わかったと。これはこれだけの問題ではなくて、行政の事務やら業者とのずぼずぼな関係やらが、今、取り沙汰されています。特別委員会が対処していて2日目か3日目ぐらいだと思いますけれども、初日、2日目からこういう事態が発覚してきているわけです。先々月に皆さんからいただいた平成24年度一括交付金事業でのごみの撤去を終了するというものがありましたけれども、これも報告が2回ほど書きかえがありまして、これでさえも非常に危ういと、きのうの特別委員会です。それについて少し見解をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**當間秀史環境部長** 不法投棄の残存量についての調査報告を毎年1回各市町村に求めているところがあります。それをもとに、我々としてもいろいろな対策を考えていくわけですが、今回、宮古島市から報告された数量等について著しく誤りがあったということは、やはり行政としては遺憾でございます。

○**奥平一夫委員** それと、何度も何度も報告が変わるということは異常事態だと思うのです。これは、県としては何らかの形でペナルティー、あるいは宮古島市に対する注意などといったことはできるのですか。そのまま黙認をされるのですか。

○**當間秀史環境部長** 実は、この報告は特に法律に基づいての報告でもなくて、我々が不法投棄に関する状況把握のために報告を求めているものでありま

して、特に法的に責任とか義務があるというような報告ではございませんので、今後、宮古島市に対してしっかり報告をしていただきたい旨の申し入れはしたいと思います。

○**奥平一夫委員** 当局としては職員の記載ミスという説明をしていますけれども、どうもこれでおさまるかどうかわかりませんが、やはり再度きちんとした報告をしてくださいということだけは、注文をつけられるのではありませんか。

○**當間秀史環境部長** これについては、我々も統計的に毎年数値を押さえる中で、県としての施策を打っていくことになりますので、きちんとした数字の報告を求めたいと思います。

○**奥平一夫委員** これは業者と行政側が非常におかしい関係になっていて、ごみの回収表もないのです。業者が持っているのではないかと報告ぐらいなのです。これは大変なことなのです。ですから、何度も変わってきたのはそういうことで、口裏合わせで何百トンと言ったり、そういった報告なのです。本当に行政の体をなしていないので、ぜひ皆さんとしても厳しくチェックしながら、本当の量はどののだという根拠も含めた形で、量を確認していただきたいと思っています。

それから次は、新里委員も質疑されていましたが、主要施策の成果に関する報告書の41ページをお願いしたいと思います。まず、この制度がなぜできたのかという事業の趣旨についてお聞きしたいと思います。海岸漂着物です。

○**棚原憲実環境整備課長** 海岸漂着物の対策につきましては、国内だけではなく海外からのものももちろんあるということで、国において、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律を策定しております。その法律に基づきまして、外国との交渉は国が責任を持って行うとし、各地区ごとに海岸責任者等において市町村を中心として対策を進めていきたいと思いますという趣旨で、国で補助事業として予算措置もした上で、事業に取り組んでいる内容となっております。

○**奥平一夫委員** その制度の仕組みについて、簡単にお聞きできますか。

○**棚原憲実環境整備課長** 事業の実施主体は、海岸管理者と市町村になります。それに要する費用につきましては、県で要望額等を取りまとめた上で、国に予算要求して事業をしている流れになっています。補助額につきましては、今年度から10分の9.5

に減額されました。来年からは、10分の9にさらに減額される予定になっていますけれども、補助率としてはまだ非常に高く、継続してやっていかなければならない事業なので、国に対しても引き続き予算要求しながら、事業を実施していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 漂着ごみはつい最近から言われるようになっておりますけれども、毎年、押し寄せるようにごみが漂着しているということで、国の事業として、今、対策をやっているということですが、沖縄県全体で何トンぐらいの漂着ごみが来ているのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 平成21年から平成23年にかけて実態調査をしております、その報告に基づきますと沖縄県内で8900立米という調査結果となっております。国でも毎年、モニタリング調査をしまして、国の報告ですと、もちろん推計になりますけれども沖縄県は年間1万3000立米です。

県の調査は目視による実態調査をやっておりまして、国のモニタリング調査は沖縄県も含めて各都道府県で何カ所か場所を選定してやっておりまして、沖縄県は石垣島だけを調査対象としています。それをもとに、国で推計量を出しているという違いがあります。

○奥平一夫委員 8900立米をこの制度によって毎年処分しようということですか。

○棚原憲実環境整備課長 海岸の美化のためには必要な事業だと考えておりますけれども、発生抑制対策として環境教育ですとか、もちろん県内から排出されるごみもありますので、環境教育の推進と、あと昨年度から県で取り組んでいることは、近い外国ということで台湾とも交流事業を開始しまして、相互に減量化に向けての普及啓発活動などに取り組んでいきたいと思いますという事業も開始しております。

○奥平一夫委員 全部は取り切れてないということで、毎年残るわけですね。

○棚原憲実環境整備課長 これにつきましては、やはり毎年、地域によって量の変動もありますので、事業を要望される市町村の状況に応じて、市町村がそこを優先的にやっていこうという計画に基づいて、進めていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 ちなみに、これは今、それぞれの市町村が手を挙げないとできない事業だということですが、これまで大体幾つぐらいの市町村が手を挙げて、その撤去事業をしたのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 平成26年度の実績で申し

ますと、15市町村で事業を実施しております、地域ごとで言いますと、58区域で5627立米の除去を行っております。

○奥平一夫委員 主要施策の成果に関する報告書の中では、事業の効果として755トンと記載されていますけれども、これはどういう意味ですか。

○棚原憲実環境整備課長 体積として5627立米で、最終処分された重量としましては、755トンとなっております。

○奥平一夫委員 県の担当課として、この地域もぜひ手を挙げてほしいけれども、全然手が挙がらないというような市町村はありますか。

○棚原憲実環境整備課長 これにつきましては、やはり地元が一番状況把握していると思いますので、市町村の意向を優先しますし、我々としても予算の活用については引き続き市町村に促してやっていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 先ほど、新里委員とのやりとりの中で、1億円ぐらいの国庫返還があったということで、もう一度理由を説明してください。

○棚原憲実環境整備課長 予算要求に当たりましては、平成25年度、平成26年度の2年間の事業で予算要求を行いました。そのもとになるものが先ほど言いました、平成23年度の調査で算出した現存量8900立米をもとに、2年間で約6億円という予算を見込みまして、国に要望したところです。実際には平成25年度が2473立米、平成26年度が5627立米ということで予想よりも回収量が少なかったことが1つ。もう一つが、崖の下や手が届きにくいところもあることと、ボランティア活動なども活発になっておりますので、ボランティアの活動によって既にきれいになったところは改めて事業を実施する必要がないということで、不用額が生じたのではないかと考えております。

○奥平一夫委員 これは、漂着ごみ事業の啓発が足りないという視点から見ると気になりますけれども、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 委員おっしゃるように、流れてくるものを処理することも大事ですが、新たに発生させないことも大事なので、我々としても先ほど言いましたが、環境教育も市町村独自でも取り組んでいただいておりますので、その強化も含めて引き続きやっていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 次、生物多様性の戦略について、環境部長の御見解をお聞きしたいと思います。

○當間秀史環境部長 御存じのとおり、沖縄県は亜熱帯性の海洋気候であるということ、それから海によって隔絶されているということで、日本本土とは違った独特な生態系が形成されております。また、島ごとでも沖縄本島、宮古島あるいは石垣島で、島ごとに多様な自然環境がありまして、また生態系も形成されています。ですから、世界的にも類いまれな生物多様性豊かな地域であるとの認識でございます。こういった沖縄県の豊かな生物多様性の世界を引き続き保全していくことが環境部に課せられた使命であると考えております。

○奥平一夫委員 その戦略の中で最も大事なことが幾つかありますけれども、自然環境を保全することが一番大事だと思います。環境保全に対する皆さんの見解を少し聞かせてください。例えば1つの事業ぐらい挙げて、このようなことしていますとか、どういうためにやっていますよとかということだけでいいです。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 平成23年度に生物多様性おきなわ戦略を作成していますけれども、その中の大きな柱として5つの柱をつくっております。1つ目が、生物多様性の損失をとめるための取り組み。2つ目が、生物多様性を保全・維持し、回復するための取り組み。それから、自然からの恵みを賢明に利用する取り組み。それから、生物多様性に対する認識を向上させる取り組み。また、生物多様性の保全に関する取り組みに県民を参加させる取り組みということで、5つの柱で展開しております。今回、それぞれの柱については環境部だけではなく、県庁内全ての部局において生物多様性おきなわ戦略会議を設置して、それぞれの戦略にそれぞれの関係部局が展開する施策を張りつけて、事業を進めている状況でございます。その進捗については毎年定期的にローリングしながら会議を開催して、PDCAをチェックしながら展開をしている状況です。特に事業紹介というお話もございましたので、生物多様性の損失をとめるための取り組みの具体的な施策としては、例えば外来種対策の推進ですとか、希少種保護条例の制定ですとか、サンゴや干潟の保全再生という形でそれぞれの事業が展開されているということでございます。

○奥平一夫委員 サンゴもそうだし、外来種を駆逐していくということも含めて、赤土の流出も防ぐという非常に大事な事業になっていると思います。本当に、唯一無二の沖縄県の固有種をなくさないためにもぜひ頑張ってくださいと思います。この実

効性—やることではなくて、どう効果を得ることができるかということについて御意見をお聞きしたいと思います。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員おっしゃるとおり、どういう形で実効性を確保するかが一番難しいところかと思えます。先ほど申しましたように、戦略会議を昨年設置しましたので、その中でそれぞれの部局がそれぞれの形で計画をしてもらって、それを我々でチェックしながら推進していくことが、現時点で一番のポイントかと思っております。それに当たっては、基本的になぜ生物多様性が必要なのかというPRも含めて、十分理解していただくということがポイントかと思っております。

○奥平一夫委員 たくさんありますけれども、最後にこの生物多様性について、つまるところ生物多様性を保全をしていく、あるいは壊れた自然を再生していくことについては、これにも書いてあるように自然環境と調和した経済社会をどう構築していくかということなのですから、環境部長の見解を手短かにお願いします。

○當間秀史環境部長 自然環境と経済との調和を図っていかなければならないということは、これまでも言われていることであります。これまでも、ややもすると人間の経済活動が優先してきたということがあったらうとは思いますが、ただ、この生物多様性という概念が出てきてからは、やはりこれが時代の新しいものの考え方になってきつつありますので、そういったことを踏まえて、今後、我々としても関係部局にも働きかけていながら、沖縄県の生物多様性を守っていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 次に、企業局長にお伺いしたいと思います。第9次沖縄県企業局経営計画について、御説明をいただけませんか。大まかでいいです。

○平良敏昭企業局長 第9次沖縄県企業局経営計画の概要としましては、安全で安心な水の供給など3つの項目を掲げて、45項目にわたる取り組み—所属アクションと我々は申し上げておりますけれども、そういう取り組みを実施することとしておりまして、数値目標としては、定員管理、定員数などの数値目標を17項目、それから経費の節減効果目標額を1億2400万円余りと、このような目標を掲げて平成26年度から4年間取り組むこととしています。

○奥平一夫委員 第8次沖縄県企業局経営計画もございましたね。その計画と比較して何がどう変わったのか。つまり、第8次沖縄県企業局経営計画がど

のぐらい成果を上げたかも含めてお願いできませんか。

○大村敏久総務企画課長 概略的な説明になりますけれども、第8次沖縄県企業局経営計画で達成した項目は、当然ながら削除しております。新たな課題としてトンネル等の更新計画とか耐震化とかが出ていますので、そういうものを盛り込んでいったということでもあります。

○奥平一夫委員 時間がないので、この辺についてお聞きしたいです。もうじき観光客が1000万人に到達いたします。恐らくあと3年後、4年後ぐらいだと思いますけれども、その1000万人観光客を含めた県民への水の供給は大丈夫なのでしょうか。

○平良敏昭企業局長 奥平委員から御質疑のあった件ですけれども、観光客1000万人になっても、それほど大きな影響はないだろうと。今、日量大体42万トン弱ぐらいで推移しています。能力はかなりありますので、今現在、観光客は717万人ぐらいですけれども、平均滞在日数は大体3泊4日弱ぐらいです。1日当たりの観光客滞在人数を計算すると、七万四、五千人ぐらいになるわけです。これが1000万人になっても、1日の滞在人口としては大体10万人前後ぐらい。文化観光スポーツ部の計画では、4泊5日とか5泊6日になっても、1日当たりの滞在人数は、十二、三万人ぐらいになります。それを計算しても、我々の計算上は十分に対応可能だと、今、そのように考えております。

○奥平一夫委員 ダム貯水量はわかりますか。

○稲嶺信男企業技術統括監 今、国のダムそれと県管理、県企業局管理ということで、11ダムありますが、総量で1億1200万トン余りの容量を持っております。

○奥平一夫委員 昨今、異常気象で雨が降らなかったり、少雨であったり、干ばつ気味であったりということが結構続いています。そういう意味では、気象に左右される皆さんの事業も非常にハンドルも厳しいと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○平良敏昭企業局長 昨年の水事情は割と降雨が安定的にあった関係で、それほど問題はありませんでした。一昨年は長期に雨が降らなくて、非常に困ったというときがありました。一時期、海水淡水化を一カ月ほど日量3万トン回したという実態もございます。しかしながら、現実的には一昨年の事例から見ても問題がなく十分対応ができましたので、大きな心配はないと考えております。一応ダムの計画も

金武ダムを最後に水源開発は終わったということで、私どもとしては、やはり水の効率的な運用、県民の節水意識の普及、近年の節水機器等の普及、そういうものをうまく活用していけば特に問題はないと考えております。

○奥平一夫委員 時間がありませんので1つだけお聞きします。先ほど説明のありました耐震化についてです。今、本当に地震が結構多いので、耐震化について今後どう展開をしていこうとしているのかということをお聞きください。

○上地安春建設企画課長 企業局では生活基盤の充実、強化及び防災減災対策としまして、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化の推進に取り組んでおります。これまでの取り組みによりまして、平成26年度末の企業局の管路は総延長691キロメートルございます。そのうち、震度7程度の巨大地震に対して耐震性を有する管路は全体の38.7%、距離にすると268キロメートルとなっております。企業局では、当面の目標としまして平成33年度の耐震化率の目標値を44%として設定しておりまして、引き続き西原糸満送水管や与那原佐敷送水管といった事業の実施によりまして耐震化率の向上に努めることとしております。また、浄水場につきましては、平成26年度末の耐震化率が38.7%でありますけれども、現在進めている北谷浄水場整備事業の完了—これが平成33年度を予定しておりますけれども、その完了により68.8%へと向上する見込みでございます。さらに、ポンプ場は63.5%、配水池は87.5%と既に目標値を達成しておりまして、これらの施設の達成によりまして1日の平均給水量であります約40万立方メートルに相当する施設能力を確保している現状です。

○奥平一夫委員 立派な答弁でしたので、ほかは聞く必要ないのですけれども、国際交流事業の目的と経緯、現在どうなっているかをお聞きください。

○上間丈文企業企画統括監 企業局での国際交流事業は今から5年前、平成22年からスタートしました。大洋州諸国に対するJICA課題別研修をスタートさせたわけですけれども、実は、その経緯は、宮古島市がその3年前から、いわゆる草の根事業という形でサモワ国に対して緩速ろ過と漏水対策をした事業がきっかけで、3年前に事業が始まりました。そのあと、その事業の後継として宮古島市は継続できるのかということで、実はいろいろ調整がありまして、それを企業局が一括に担って、沖縄県全市町村を巻き込んだ形での研修受け入れ事業ということ

で、5年が経過する状況でございます。

○奥平一夫委員 この国際交流については、外国に対する事業の展開ということも目標にありますか。

○上間丈文企業企画統括監 昨今、水ビジネスという形で県外でもそういう状況がございますが、我々はそもそも水道事業という形での国際貢献を基本的な柱においていまして、それが何らかの形で民間の手助けができるような状況がありましたら、協力はしていきたいと考えていますけれども、ただ現時点においては、県内企業を巻き込んだ形の大洋州への展開は厳しい状況でございます。

○奥平一夫委員 それも非常に必要ではないかと思えます。まだ、水道事業が未整備のところがたくさんありますから、その辺はきっちりやりながら、沖縄県の民間事業者について、そういうところで貢献をしながら、もうけてもらうということをやってもらわなければならないと思います。よろしく願います。答弁はいいです。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時21分再開

○新垣良俊委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

金城勉委員。

○金城勉委員 最初に、PCB廃棄物処理推進事業からお聞きしたいと思います。この事業の内容、進捗状況について御説明をお願いします。

○棚原憲実環境整備課長 PCB廃棄物の処理につきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律—PCB特措法が平成13年6月に成立しまして、平成38年度末までに処理することが義務化されております。高濃度PCB廃棄物につきましては、処理を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業エリアごとに処理期限が定められており、高圧トランス・コンデンサー等については平成30年度末までに、安定器等については平成33年度末までに処理する必要があります。沖縄県では、中小事業者等への処理費用について軽減措置を図るなどの費用に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構法第16条第3項の規定に基づきまして、ポリ塩化ビフェニルの廃棄物処理基金に平成13年度から補助を行っております。本事業として、平成26年度は726万9000円の補助を行っております。

○金城勉委員 このPCB廃棄物は、沖縄県の場合、どういう原因で出てくるのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 沖縄県だけに限らず全国

でそうなのですが、PCBは絶縁性とか科学的安定性が非常に高いということで、電気関係に以前から使われておりまして、高濃度につきましては高圧トランスとか、高圧コンデンサー類に多く含まれております。

○金城勉委員 沖縄県での処理の見通しはどうか。

○棚原憲実環境整備課長 PCB特措法に基づきまして、現在使用されておらず廃棄物となったPCB廃棄物については、毎年、県に報告することになっております。その報告をした機器につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社—JESCOと言いますが、100%国が出資している株式会社で処理を行うことになっております。現在の状況としまして、例えば高圧トランスですと16台の保管届け出がありましたけれども、現時点で先ほど言いましたJESCOで15台の処理が既に終わっていて、進捗率としましては、93.8%処理が終わっております。

○金城勉委員 あと1台処理すれば沖縄県におけるPCB廃棄物の処理事業は終わるといえるのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 先ほど高圧トランスのことを言いましたが、そのほかに高圧コンデンサーですとか、蛍光灯に使用される安定器等がかなり多数存在します。廃棄物となりましたものはPCB特措法に基づきまして届け出義務がありまして、我々が把握して適正に処理を進めることができますけれども、現在使用中のものについては掘り起こし調査を行っております。それにつきましても期限までに処理できるよう、説明会等で事業者の説明しているところです。

○金城勉委員 PCBを使った製品は今も生産されていますか。

○棚原憲実環境整備課長 現在は生産は行われておりません。ただ、以前使われているものについては、製造番号等で確認していただいて、適切に処理していただく必要があります。

○金城勉委員 平成38年までをめぐりましてPCB廃棄物の排出はなくなると考えていいのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 確実に平成38年までに処理を終わらせるために、この事業を推進していきたいと考えています。

○金城勉委員 その後、新たな発生はないということでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 PCBは以前いろいろな用途に使われておりまして、ごく微量ですが

環境中には土壌とかに含まれている状況です。今後、それを減らしていくために、今把握できるPCBについては適切に処理していくということがこの事業の内容となっております。将来にふやしていかないためです。

○金城勉委員 いろいろな工業製品の生産によって、新たに生まれることはないかと受けてみていいですね。

○棚原憲実環境整備課長 おっしゃるとおりです。

○金城勉委員 関連して、沖縄市のサッカー場の汚染問題のその後について御説明いただけますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 沖縄市のサッカー場の埋設ドラム缶につきまして、平成25年6月に最初のドラム缶が発見されましたけれども、これまでに総数で108本のドラム缶が掘り出されております。沖縄防衛局、沖縄市、沖縄県の3者で協議しながら、サッカー場の表層の土壌、それからドラム缶の付着物、ドラム缶があった底面の土壌、周辺の地下水等の調査を実施してまいりました。調査の結果、サッカー場の表層土については、土壌汚染対策法で定める基準値の超過はありませんでした。また、ダイオキシン類対策特別措置法で定める環境基準値の超過もございませんでした。ドラム缶の付着物ですとか、ドラム缶のあった底面の土壌の一部については、基準を超えるものがあったということで、これらは容器等へ梱包した上で現地に設置されたコンテナに適正に保管されているという状況です。また、サッカー場から掘り出された廃棄物のまじり土がありますけれども、これについてはグラウンドに積み上げて、遮水シートをかぶせるということで養生をしております。周辺への飛散防止対策を施しているといった状況です。これまで沖縄県では、沖縄防衛局が実施する掘削調査に伴って周辺環境への影響が出ないかということで、地下水や近接する河川の河口部でいわゆる底質一川の底の砂や泥を採取して、有害物質が含まれていないかという検査を行っています。現在まで実施している調査結果から、地下水等への有害物質の影響は見られておりません。また、現在も調査は続いておまして、今後はそういった廃棄物の処理であるとか、掘削部の埋め戻し等が予定されておまして、県としては引き続き環境法令に基づいて、沖縄防衛局や沖縄市に助言等を行いまして、作業の進捗を支援していきたいと考えております。

○金城勉委員 今の現状は、そういう掘削土壌を積み上げてシートをかぶせている状況ですけども、調査の終了の見通し、そして再利用の見通し等につ

いては皆さん把握されていますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 調査に関しましては、廃棄物を掘り出した後の元地盤の土壌の調査がありますので、これも沖縄防衛局が調査を実施しておりますけれども、まだ今のところ公表はされておられません。また、その後もまだ掘削されていない部分があって、サッカー場のトイレの部分とか、その近傍については、今後また調査を実施していくということで、少なくともあと半年以上は調査に時間がかかる見通しであります。

○金城勉委員 出てきたドラム缶には、文字として枯れ葉剤メーカーの社名がありましたけれども、その因果関係等についてはどうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 これについても沖縄防衛局が米軍に問い合わせを行ったり、あるいは商標にあった米国の会社に問い合わせはしてるということですけども、今のところ関連性については、まだわかっていないということです。それと、枯れ葉剤成分の分析も行っていますけれども、分析結果から枯れ葉剤の原料とみられる除草剤も検出されていますが、ただ、その除草剤もかつて農薬として普通に使われていたものですので、これをもって枯れ葉剤だという確証はつかめてないと沖縄防衛局は言っております。

○金城勉委員 その辺のところはまだはっきりしないので、県としてもやはり強い関心を持って、沖縄市や沖縄防衛局との連携を図っていただきたいと思っております。あと半年以上も調査を必要とするのであれば、さらにまた次の活用についてはおくれることになるわけですし、ぜひ引き続き対応をお願いしたいと思っております。

最近、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定—日米地位協定の環境項目に関する日米間の運用改善がありましたけれども、その内容について御説明いただけますか。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 平成27年9月28日に、日米両政府間で、日米地位協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定—環境補足協定が締結されております。締結された環境補足協定の主な内容は4点ございます。まず1点目に、米軍の内部規則でありました日本環境管理基準、通常JEGSと呼んでおりますけれども、これを米軍が遵守すべき基準として

補足協定の中に位置づけております。それから環境に及ぼす事故が発生した場合、それから基地の返還に関連する現地調査を行う場合に適切な立ち入りが行えるように手続を作成する。3番目に、相互に情報を提供し共有する。4番目に、協定の実施に関して、一方からの申し出により協議を開始するという4点となっております。

○金城勉委員 この4点の見直しがなされたということで、日本の環境基準を守るということ、あるいは汚染現場の調査もできるということは、例えば基地内で汚染が発生したときを想定した場合、これまでの調査の仕方とこれからの調査の仕方は、具体的にどのように変わりますか。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 基地内への立ち入りについては、1973年の日米合同委員会合意それから1996年の日米合同委員会合意、そういった合意に基づきまして手続の方法等が定められております。今回の環境補足協定の締結に伴いまして、立ち入りに関する日米合同委員会の新たな合意がされておまして、例えば事故が発生した場合については、県が要望した場合、米軍が妥当な考慮を払うということで位置づけられていますけれども、米軍の運用に左右されると。米軍が妥当な考慮を払う義務はありますが、その妥当な考慮を払った上で、必ず払えるのかどうかということについては、まだ実績もないということもございまして、この運用がなされるということなどについては不十分な点があるのではないかと考えております。それから、返還の際の立ち入りにつきましては、県は少なくとも3年前から立ち入り調査を実施したいということで外務省に要望してございましたけれども、この点については返還の150日労働日前一約7カ月程度を越えない範囲で日米間で決めるということになっておまして、これも不十分な点ではないかと考えております。

○金城勉委員 補足協定ができて改善されたと言米は言っているようですけれども、この調査についてや基準を守ることにしても、米軍側の妥当な考慮が前提になるということであれば、実際それが日本側あるいは県の意向に沿った形で実施されるかどうかは、保証の限りではないですね。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 今後の運用を待って評価すべき点もあるかと考えております。

○金城勉委員 例えば、金武町のヘリの落下事故がありましたけれども、そういうケースの場合、県も

調査を要請したけれどもなかなか許可がないケースがありましたが、あのようなケースに当てはめて考えた場合はどうなりますか。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 米軍から事故があったと通報を受けた場合は、県が要請すれば米軍が妥当な考慮を払うと。その際に、県でサンプリングすることについても妥当な考慮を払うということになっておまして、現時点での日米合同委員会の合意の内容では、以前と比べると立ち入りの可能性が高い、あるいはサンプリングについても認められることがあるといったことで、県の調査については前進した部分もあるかと思っておりますけれども、その妥当な考慮を払うという点において米軍の運用に左右されることがございますので、我々としては日米両政府に対して、立ち入りをきちんとできる形で引き続き要請は行っていきたいと考えております。

○金城勉委員 現実にはなかなか難しいですね。米軍の裁量権が優先されることになると、不利な状況であればあるほどこれが許可されにくいことは容易に想定されます。例えば、沖縄市のサッカー場の汚染問題の場合も、やはり返還前の事前調査がしっかりなされないためにこういう結果が出てきているので。しかも3年前の要望が150日になっているということでもありますし、その辺のところも非常にこの補足協定はあのように大々的に発表した割には、なかなか意向に沿った形にはなっていないように感じますけれどもどうですか。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 返還の際の立ち入りについては、通常が150日労働日前となっておりますけれども、別途日米間で合意すればそれ以前の立ち入りも可能ということで合意が行われておりますので、今後そのような返還に際しては、県としては少なくとも3年以前には立ち入りができるような形で認めていただきたいと要望してまいります。

○金城勉委員 これは引き続き日本政府に対してしっかりした環境基準を設けられるように働きかけをお願いいたします。

次に、アスベスト被害の救済制度の運用について、事業内容の御説明いただけますか。

○永山淳環境政策課長 アスベスト被害の救済制度について、現在、2つの法律でもってやっております。労働者災害補償保険法、いわゆる労災補償が1つ。さらにもう一つの法律が、石綿による健康被害の救済に関する法律、これら2つの救済制度があり

まして、1つは特別遺族給付金になります。さらにもう一つは、救済給付金という3つの救済制度がありますけれども、前者は労災補償と、石綿による健康被害の救済に関する法律の特別遺族給付金については所管である国が直接行っているものであります。県が所管しているものは、石綿による健康被害の救済に関する法律の救済給付というものを所管しております。これについて、対象者を石綿により健康被害を受けた者のうち、労災補償の対象とならない者—これは労働者の家族であるとか工場周辺の居住者等が対象になります。これにつきましては、窓口は独立行政法人の環境再生保全機構が行っておりますけれども、平成27年3月現在で沖縄県の認定状況は49名で、そのうち1人が元米軍関係者、労働者であります。

○金城勉委員 この石綿被害に至るケース、これまでのことを踏まえてどうでしょうか。例えば、米軍基地内でアスベストが使用されて、被害が出るということもわからないままに工事をして、多くの軍雇用員が被害を受けたケースがありました。それ以外に民間地域でもありますか。

○永山淳環境政策課長 これは、基本的に我々が受け付けとしてやりますが、独立行政法人環境再生保全機構によって、いろいろ審査とかをやって給付しておりますけれども、そこまでの状況は今のところ把握しておりません。

○金城勉委員 どこでそういう石綿被害を受けたかというところまでは、皆さんでは把握していないと。

○永山淳環境政策課長 先ほど話しましたように、公表されたものは沖縄県でありますと病気の種類でわかります。例えば、中皮腫であれば認定されているのは9人、肺がん2人、びまん性胸膜肥厚はゼロというように、何名といった形では統計は出ていますけれども、どこでどうやってこうなったということについては公表はされていません。

○金城勉委員 今、説明があったように2つの法律で救済する仕組みができていますということですが、労務災害等については商工労働部あたりが管轄になっているのでしょうかけれども、この認定者が49人で、皆さんの資料によると、県内での申請者数がことし3月現在で77人で、うち環境政策課長が答弁された認定者数が49人となっていますが、この77人のうち49人しか認定されていないという内容についてもわかりますか。

○永山淳環境政策課長 今のところ申請者数に対しての認定者数は数字でしか我々には公表されていな

くて、内容についてもこちらではわかりません。

○新垣良俊委員長 前島明男委員。

○前島明男委員 それではまず、環境部にお尋ねをいたします。赤土防止対策についてですけれども、これは沖縄県の観光事業において非常に重要なことでありますのでお聞きしたいのですけれども、県内で赤土による被害が特に大きいところはどこなのか、その辺をまず教えていただけますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 県で、赤土流出のある海域についてモニタリングをずっと行ってはいますが、直近3カ年で見てみますと、最も赤土が堆積している一ランク分けして最高ランクが8で申し上げますと、ランク8が平成24年、平成25年、平成26年ともに宮良湾となっております。そのほかに高いところとしましては、平成26年にうるま市池味地先がランク7ということで、比較的赤土が堆積している海域となっております。

○前島明男委員 そのほかは。

○仲宗根一哉環境保全課長 人的な赤土の汚染が見られるというところでランク6以上が赤土の汚染海域と判断しておりますけれども、ランク6に関しては結構ありまして、平成26年度だけで見ましても、今帰仁村の大井川河口や本部町の大小堀川河口、それから恩納村の屋嘉田潟原、東村の平良川の河口、宜野座村の漢那中港川河口。沖縄本島だけでもこれぐらいありまして、あと離島の石垣島では嘉良川河口でありますとか、大浦川河口、吹通川河口、それから名蔵湾。竹富町にいきまして、与那良川河口となっております。

○前島明男委員 聞いていますと、これはほとんど農地から出てくる赤土被害のように思いますけれどもどうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 平成25年度に全県的な年間赤土流出量の調査を行っております、その中で流出源ごとに割合を見てみますと、やはり農地から8割以上流れているといった調査結果が出ております。

○前島明男委員 農地から出てくる赤土の防止対策はどうなっていますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 環境部としましては、今行っている一括交付金事業の中で、赤土流出防止活動を行う団体に対して補助金を交付して、特に農地周辺からの赤土流出に対する防止活動について支援をしております。そういった団体はグリーンベルト—植栽といったようなことで対策をしている状況でございます。

○前島明男委員 これはどういう団体ですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 ほとんどがNPO団体です。

○前島明男委員 これは、NPOでやることも大事なこともかもしれませんけれども、建設現場であれば沈砂池をつくるのが義務づけられているので、ほぼ建設現場からは赤土の被害は出てこないと思います。ほとんどが農地ですから、NPO団体でやるのも結構だと思いますけれども、私が個人的に思うのは、グループでこの畑の主の地域をひとまとめにしてやるか、あるいは市町村単位で区域を決めて沈砂池をつくるなりして、海に赤土で汚れた水を一切流さないというような方法はとれないのか。その辺はどうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 先ほど申し上げた農地の対策の中には、農地の周辺にも沈砂池を事業で設置しているところもありますので、これも農林水産部の事業ですけれども、そういった沈砂池に堆積している赤土がありますので、それを除去する活動も団体の一部ではやっております。そして、特に赤土の流出が多い石垣島についても、我々の事業の中で地域の人たちを集めて、啓発啓蒙活動を行ったりはしております。

○前島明男委員 一旦海が汚れるともとに戻すことはなかなか至難のわざなのです。ですから絶対に農地からの赤土は海に流さない。沈砂池を地域ごとに幾つかつくって防止するというので、NPO団体以外でも市町村がそれを積極的にそういう問題に取り組んでいくという方法を、また、農林水産部は農林水産部でやっているのしょうけれども、環境部は環境部でしっかりとやってもらいたいと思っております。

○仲宗根一哉環境保全課長 赤土の流出防止対策につきましては全庁的な機関がございますので、沖縄県赤土等流出防止対策協議会あるいは幹事会の中で関係部局と連携を図りながら、赤土の流出対策を今後ともより一層強く推進していきたいと考えております。

○前島明男委員 防止対策について質疑しましたが、今後、汚れた海域をどう再生していくのか。その辺はどう考えていますか。一旦汚れたところを可能な限り元に戻す、そういう対策はどうですか。

○當間秀史環境部長 そういった赤土等で汚染された河川や海域の浄化等も含めて、今、沖縄県においては環境再生事業に取り組んでおります。昨年度において環境再生指針をつくりまして、環境再生事業

をいかに進めていくかという指針でございますけれども、これに基づいてまず手始めに、東村の慶佐次川は、上流の畑からの赤土流出によりかなり河川が汚れておりまして、なおかつ赤土の土砂によって中流域も陸地化しており、マングローブが繁茂しているような状況があります。下流においてはカヌー等を利用してツーリズムをやっているところですが、干潮には船さえもこげないという状況がありますので、上流における赤土流出をとめるということと、中流域においては河川のしゅんせつ、そして下流域においてもしゅんせつ等を行うという事業を、東村慶佐次においてモデル事業として今年度から取り組んでいるところであります。

○前島明男委員 サングを死滅させることは漁業とも大きなかわりが出てきますので、その辺は漁業協同組合等と協働体制も必要かと思っておりますけれども、個人の畑から赤土を流した場合、罰はないのですか。

○當間秀史環境部長 沖縄県赤土等流出防止条例においては、農地については除外されているところであります。

○前島明男委員 これは何らかのパニッシュメントをやらないと、汚しても何の責任を問われないということではイタチごっこで、赤土流出汚濁は一向によくならないです。ですから、その辺のことも考えてやらないと、赤土を流しても罰も何もないのではいけないと思っておりますけれども、環境部長はどう考えますか。

○當間秀史環境部長 先ほど申し上げた環境再生事業の中において、協議会というものを持ちます。これは河川にかかわっている地域の人々が集まって、この地域を今後どうよくしていこうかというような協議をして、構想あるいは計画をつくることです。その中には当然、農家の方であるとか水産業をしている方、地域の代表あるいは役場の方なども含まれていますので、その中で流域全体として赤土問題に取り組んでいけるということでございます。

○前島明男委員 これは個人農家の意識を高めないでだめです。NPO団体が対策をやるとか、あるいは市町村が対策やると言っても、これは農家個人がそういう意識を持って、条例もあるし自分の畑から赤土を流したら罰金を取られるかもしれないということであれば、やはりみんな考えます。ですから、その辺も今後の課題として、私は十分検討してもらいたいと思っております。これは要望です。

今度は企業局、1点だけ。各家庭の水道料金の一

番安いところと一番高いところを教えてください。

○石新実配水管理課長 一般家庭で10トンの水を使った場合の料金で、県内の市町村で最高が北大東村の3535円、最低が東村の630円となっています。

○前島明男委員 同じ県内に住んでいて同じように税金も払っていながら、片方は10トン当たり630円で、片方は3535円で5倍もの差があります。人間が生きていく上では、何も食べなくても水と空気さえあれば2週間もつらしいです。肝心の水が県内に住んでいてこれほど格差があるのでは、これはそのままほっておくわけにはいかないです。ですから、それを平準化するといいますか、東村あたりは水がめで水を我々に供給しているわけだから、それはそれでいいとして、大体平均的な、例えば2000円なら2000円で、あるいは1500円ぐらい、その辺の平均の給水料金でできる方法はないですか。

○平良敏昭企業局長 前島委員の御指摘はもともとだと思います。電力料金を見れば全県一律料金です。そういう点から考えると、確かに問題点は大きいにあるかと感じています。ただ、北大東村や南大東村は水源がほぼないということで、海水淡水化で対応しています。そのための動力費、いわゆる電気料金のコストと給水人口が極端に少なく、南大東村ですと1500円超ぐらいで、北大東村だともっと少なく半分ぐらいということで、これだけの料金差が出てくる。一方、東村は水源もあって、緩速ろ過等で設備投資をそれほどしなくても済むということで、非常に安く済んでいる。一方、その中で企業局が供給している市町村は大体1300円から1500円強ぐらいでおさまっているわけです。ですから、用水供給を広域化することによって、ある程度の差を縮めることは可能だと考えております。極端に料金の高い沖縄本島周辺の8村は水源から水を浄水するコストがかなりかかっています。今現在、企業局の浄水コストの原価は1立方当たり100円を切るぐらいです。これが沖縄本島周辺8村の場合は800円や900円とかになる。これを我々企業局が担って100円前後ぐらいでやると。もちろん、現地では大赤字です。我々がやってもこれぐらいかかるわけです。ただそれは全体で対応することで100円前後の原価―売値で言うと、消費税抜きで102円24銭でやることによって、この差をできるだけ縮めたいと、今、考えて取り組んでいるところです。

○前島明男委員 大変夢のような話がありましたけれども、やるとすればこれはいつごろから実施可能ですか。

○平良敏昭企業局長 早速、本年度末には厚生労働大臣に事業計画変更の認可をとらなければならないわけです。これは当然、議会でも議論していただくこととなりますけれども、これをやった上で、準備を進めて早いところで平成29年度の後半。一応、8村の村長の皆さんとの協定では平成33年度までには全部を終了するという協定ですけれども、我々としてはできれば1年程度は前倒しをしたいという考えで全力で取り組んでいる状況です。

○前島明男委員 離島の皆さんにとっては非常にありがたい話なので、ぜひ1年でも早くできるように皆さんの御尽力に期待をしたいと思います。

○新垣良俊委員長 嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 環境問題です。環境保全費に不用額がかなり出ていますけれども、大きな理由を少し説明できますか。

○永山淳環境政策課長 土木環境保全費の不用額が3040万1358円になりますけれども、不用額で一番大きいものが、水質測定機器整備事業費―これは552万1000円で、観光施設等の総合的エコ化促進事業が368万1000円となっております。

○嘉陽宗儀委員 不用額に出すよりは、環境保全費ですから、今説明があったもの以外にも保全を図るべき課題というものはあるのではありませんか。

○永山淳環境政策課長 基本的に国庫補助事業でありまして、用途が特定されているものですから、ほかに流用することが制度的にできないものでありますので、不用ということになります。

○嘉陽宗儀委員 なぜこういうことを聞いているかという、今、大騒動しているのは、辺野古の海の埋立承認に対して前知事がとるべき環境保全策は全部とったので埋立承認しますということがありました。埋立承認について、環境部は環境保全にやはり少し問題があるのではないかというものをを出していたと思います。これは間違いないですか。

○當間秀史環境部長 環境部長の意見として、示された環境保全措置では懸念が払拭できないという意見を出したことがあります。

○嘉陽宗儀委員 それで難しいという態度をとっていながら、途端にとり得るべき処置を全部とりましたという知事のコメントになっていますね。環境部の皆さんも埋め立てて大丈夫です、環境保全できますよとゴーサインを出したわけです。そのとき私はどういう処置をとったのかと思いました。最初は困難だったけれども、こういう措置をとったから大丈夫ですよという知事意見になったかと思いました。そ

れで、今、皆さんは予算も余ったから、やったかと聞いています。

○**當間秀史環境部長** 埋立承認につきましては、主管部局であります農林水産部それから土木建築部において判断されて、承認されているものと思いますけれども、この部分について環境部としては懸念は払拭できないという意見を述べたところでもあります。環境保全措置については、事業者である沖縄防衛局において適正に執行していただくということと

○**嘉陽宗儀委員** 沖縄防衛局の環境アセスメントをここで議論して、結局は、環境保全策はきちんととれないにもかかわらず、例えば、いろいろな措置をとってマニュアルを出して、それで沖縄防衛局がちゃんと措置をして、環境を守りますというのがありましたね。今、沖縄防衛局は、そのマニュアルを一つでもつくっていますか。

○**當間秀史環境部長** 主管部局において承認に当たっては留意事項をつけてございまして、そのときに、例えば騒音問題については米軍に周知するというのと、それから環境保全措置については環境監視等委員会の指導・助言を得て行っていくということになっているところと

○**嘉陽宗儀委員** この環境監視等委員会の問題について言えば、まともにきちんとしなかったのではないかと、この場で私は問題提起したのですけれども、今、新聞にあるように、事業者から環境監視等委員会に寄付をされていたという問題が出ています。寄付をもらっているために、本来ならばちゃんと環境をきちんとするという立場で仕事しなければならぬにもかかわらず、便宜を図ったという疑念を私は持っていますけれども、どう思いますか。

○**當間秀史環境部長** 当該環境監視等委員会は、事業者の要項に基づいてつくられておりまして、その要項の中で、普天間飛行場代替施設建設事業を円滑かつ適正に行うため、環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性、客観性を確保するため、科学的、専門的助言を行うことを目的とするとあります。そういった意味からすると、委員会の運営に当たっては、その合理性であるとか、その客観性に疑問を持たれるようなことがないように運営はすべきだと考えます。

○**嘉陽宗儀委員** そうということが書かれています。ところが、実際はいろいろな委員が金をもらっていた。その中で特に中心になって委員会を取り仕切っ

たのが、いであ株式会社と書かれています。いであ株式会社という会社を知っていますか。

○**當間秀史環境部長** いであ株式会社については知っています。

○**嘉陽宗儀委員** どういう会社ですか。

○**當間秀史環境部長** 主に環境系のコンサルタントを行っている会社であります。

○**嘉陽宗儀委員** 私の調査でも、全国の政府に関係するような環境についてはほとんどコンサルタントして仕事をしていますけれども、この会社は、前はどのような名前でしたか。

○**古謝隆環境企画統括監** たしか、新日本気象海洋株式会社だったと思います。

○**嘉陽宗儀委員** そうだと思います。なぜそれを言うかということ、私は新石垣空港の建設予定地をめぐって2転、3転する中で、白保に建設場所をずらすということがあったときに、この位置をずらす調査をして、問題ありません、サンゴもありませんとやったのがこの会社、新日本気象海洋株式会社—新日気なのです。だから、アオサンゴが豊かにも関わらず、サンゴはありませんという調査報告書を出した企業なものだから、問題ありと。この問題を受けて、我々はサンゴ礁の海を埋め立てて飛行場をつくったのではサンゴを守れないということで、大丈夫という報告書があったけれども、奄美大島の新奄美空港は埋め立ててつくっても大丈夫だと言うので調査に行った。そこで中川京貴委員も一緒に調査して、私が調査したらサンゴが死滅している、中川委員が調査したらサンゴはたくさんありましたということなのです。それで、この新日気はこれまで県の仕事をしたことはありますか。

○**古謝隆環境企画統括監** 環境部もいであ株式会社に業務委託したことはございます。

○**嘉陽宗儀委員** 今まで県のどのような仕事をしてきたか、調べられますか。

○**古謝隆環境企画統括監** まず、環境部は事業実施部局ではございませんので、いであ株式会社に委託する業務は特にございませぬ。もう一つは、環境を監視するという意味合いですと、アセスメントの手続を経た案件につきましては、アセスメントの審査会がございまして、それは独立性を保って審査をしているところと

○嘉陽宗儀委員 古い資料ですけれども、石垣島の周辺海域の実態調査及びその取りまとめについては、県が新日気に委託した。しかもこれだけではなくて、新石垣空港環境現況調査報告書を見たら、土木建築部と新日気が両方でやって、中身は新日気が責任持ちましたと。新日気は、新石垣空港の白保の海には貴重なサンゴはありませんという報告書を出したので、私どもは改めて石垣島に行って、白保の海に潜って、豊かなアオサンゴ礁があるではないですかということで追及をして、建設場所の変更ができたのです。これはわかりますか。

○當間秀史環境部長 申しわけございませんが、私は存じておりませんでした。

○嘉陽宗儀委員 問題はアオサンゴを調査しているにもかかわらず、ないと。私はこの会社の担当責任者に電話をして、東京で話をしました。あなたの報告書を見ると石垣島の白保には貴重なサンゴは生息してないということになっているけれども、私が調査したら豊かなアオサンゴ群落があった。あなたは本当に調査したのかということを知ったら、私はサンゴを知りませんと。海洋生物学の専門ですという話だったのです。当時、私は議会で質問をしていますから議事録も残っていますので、少しあの辺を精査してみてください。問題は、県の公金を使っただけで環境調査でありながらごまかしの書類をつくって、証拠として残っている。こういうものはやはり今度の辺野古の問題でも重大な問題ですから、ちゃんと皆さんは神経をとがらせて見守らないといけません。この会社に県から採用された人はいませんか。

○當間秀史環境部長 事実確認をしないとよくわかりませんが、職員が囑託かで行ったという記憶はあります。

○嘉陽宗儀委員 私も一応は調べて、それなりの幹部職員が行って、このような環境アセスメントの取り仕切りをやっていると。ですから、そういう関係が続く間は沖縄県の豊かな自然環境は守れない。ですから、少なくとも今後は、県がかかわってこういう業者に仕事をさせて、ゆがんだ結果が出るようなことはしないでもらいたいと思いますが、いかがですか。

○當間秀史環境部長 先ほど申し上げたように、当該環境監視等委員会は、合理性、客観性を担保しつつ、その環境保全措置について検討していただくという委員会でありますので、そういう誤解のないようにやっていただきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 別に今の知事のもとでかかわって

いるということを行っているのではなく、この仕事は前の知事までの仕事です。ですから、前の知事が環境保全策を十分とっていないにもかかわらず、とり得るべき環境保全策をとりましたという態度をとった裏にはこういう人々が動いていたのではないかと、私はまたいつものとおり疑い深いですから、疑っている。ガラス張りではない。少なくとも今回のこの問題についても、やはり貴重な辺野古の環境を破壊させないで、皆さんは環境を守る立場から今後努力していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○當間秀史環境部長 現時点においては埋立承認は取り消しをされている状況なので、今後どうするかというコメントはしにくいところではありますけれども、いずれにせよ、埋立承認をするに当たって留意事項をつけて、環境監視等委員会に期待するものが大きいところがありますので、やはり委員会の運営に当たっては、ぜひ適正に進めていただくようこちらからも要請はしたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 疑惑を持たれないように仕事をしてもらおうということは当たり前です。特に今回の場合、こういうぐあいに大きく出て、さらにこれは今、このやった仕事に皆が関心を持って、問題がどんどん噴き出してきている。そういう中での仕事で埋立承認をしてきたということは、やはり問題ですからね。目を光らせて、環境部長の仕事を本当に頑張ってください。

○當間秀史環境部長 環境保全措置を図るために、しっかり努めていきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 環境部からお願いします。

午前中も出ましたけれども、海岸漂着物の件です。先週、町議会議員の方に会ったら、具志頭の海岸に漂着物が結構あるという話があったのです。また、せんだって、久米島の方からも台風のあとの漂着物がすごいという話もあったりして、そういうものを聞くと恐らく漂着物は十分には対処されていないのではないかと思うのです。そういう状況の中で、午前中も1億4000万円を国庫に返納したという話を聞くと、もったいないなという気がします。そこでお伺いしたいのですが、ボランティアで市町村がやっている部分と、住民とか団体にいろいろ働きかけてやっている部分もあると思いますが、海岸清掃の作業を市町村がボランティアでやっている部分と、お金をかけてやっている部分の割合はどのような感じでしょうか。

○**棚原憲実環境整備課長** 割合については把握しておりませんが、1つのイベントとして、まるごと沖縄クリーンビーチ2014というイベントをやりまして、これは沖縄県内180カ所で行われたものです。そのときの参加者が1万人で、ちなみに回収量としましては74トンです。本事業の平成26年度の実績では回収量は755トンですので、約10分の1ぐらいがボランティアによる成果、トン数でいうとそういう状況にあります。ただ、県民が広く使うビーチは、優先的にボランティア活動できれいにされていると考えております。

○**新垣安弘委員** 今言った事業は、県が主催した事業ですか。

○**棚原憲実環境整備課長** 平成26年度に755トン回収したというのが、海岸漂着物対策事業ということで、海岸管理者と市町村に事業を実施してもらったトータルの実績です。

○**新垣安弘委員** 年間を通して、漂着物が流れ着いてふえる期間などいろいろあると思います。そうすると、呼びかけて漂着物を集める作業をやる期間があって、実際その後に台風などがあって漂着物がいっぱい来る時期があると、いつやるかによってまた違うわけでしょう。そこら辺のやる期間、漂着物がふえる時期とか、事業をやる時期は工夫されていますか。

○**棚原憲実環境整備課長** 環境整備課が直接委託してモニタリングとして実施している事業は、我々が直接期間を調整しますが、通常の海岸における本事業の実施につきましては、海岸管理者と市町村が独自に場所の選定や期間を決めて行うため、我々が直接期日や時期を決めているわけではありません。

○**新垣安弘委員** 例えば、予算があるならば自分たちがやりたいと、仕事をできるという人達がいるけれども、市町村がそういう事業を発注しないという食い違いがあるもったいない話で、そこら辺は海岸に限らず港湾のごみの処理とかもあって、市町村が委託したいときにそういう作業をやる人達が、別の仕事もあってちょうどその時期はできないというミスマッチングもあるという話も聞きます。かわりのある市町村はいろいろやっていると思いますが、どのようにやっているのか。できれば県でいいやり方、例えばシルバー人材を使ったり、町が団体を使ってボランティアでやりましょうということで、子供たちを使ってやるとして、ボランティアでやって町自体が県に対して補助金を請求するとい

うことはできない話ですよ。

○**棚原憲実環境整備課長** 例えば、ボランティアの方々に協力していただいて回収はしましても、ごみの処理を廃棄物処理業者に委託したりということについては、この事業は活用してもらえます。実際の作業自体を委託することも可能ですし、ボランティアで集めた廃棄物処理の委託料をこの事業で活用することも可能です。

○**新垣安弘委員** せつかくの予算がついているので、有効利用してもらいたいです。

あともう一つ、44ページの資料です。グリーンプロモーション事業。これは事業効果のところに、地域住民による緑化活動を支援する新たな体制を構築することとなったと書いてありますけれども、新たな体制とはどういう体制ですか。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** グリーンプロモーション事業につきましては、平成26年から平成28年までの3カ年を予定をしている事業でございます。事業内容は、地域住民が行う花と緑の名所づくりということで、公募をしまして、具体的に募集してきたところの団体に名所づくりの支援を行うということで6団体を、今、選定して支援を行っているところでございます。それから、あわせてそれぞれ地域の緑化について中核的な団体を育てようということで、その中核的な団体を中心にそれぞれ自治会とか、学校などいろいろなところで展開するものに対して苗木の支援も行うし、緑化の指導も行うという体制づくりをするということがこの事業の大きな目的になっております。現在、6団体については、本部町のクメノサクラの植栽管理をしている本部町花いっぱい推進協議会伊豆味支部の皆さんとか、二見以北地域振興会の皆さんで道路の周辺をやる皆さん、それから希の会、また、一般社団法人南城市観光協会の皆さんですとか、あらゆる花会、宮古島環境クラブ、地域で一生懸命緑化に取り組んでいるそれぞれ6団体に、今、支援をしております。あわせて大きく取り組んでいることが、県道の管理も含めて土木建築部と一緒にこの事業に取り組んでいますが、土木建築部も県道については300近くのボランティア団体の皆さんに1カ所約5万円ずつの補助金を提供して、県道の維持管理をお願いしているのが実際のところです。ただ、年間維持管理費に5万円というところかなり厳しい状況がございますので、その5万円の維持管理費を提供するために、補助金という形で出しているものですから、その申請や検査やらと、非常に事務も煩雑化しているので、

これらの参画のボランティア団体について中核的団体—それぞれ北部、中部、南部、宮古、八重山、それぞれの地域に中核団体において県道の維持管理を年間3回か4回ぐらい花の苗を提供することで逆に維持管理にかえられないかと。要は、1回植えますと水やりをせずと草とりとかそういうことに作業が行きますけれども、その花の値段が非常に高いということで年に1回しか提供できない。それを安価に生産して提供することで、3カ月に1回花を植えかえる。そのことで維持管理にかえられないかと考えて、今、維持管理の中核組織をつくって、安価な苗木を提供して、県道のボランティアプラス自治会の皆さんにも安い苗を提供できるような体制づくりが今回の事業の内容でございます。

○新垣安弘委員 私は土木建築部にも前に提案したことがありますけれども、この団体は、土木建築部の場合も市町村ではなく県が直に管理しているわけです。今、皆さんが言う中核団体も恐らく市町村の管理ではなく、皆さんが直に管理するのでしょうか。県道をよく利用したり、日ごろずっと見ているのは市町村だと思います。そこはこういう団体は県が直ではなくて、市町村に関係を持たせながら管理したほうが団体の皆さんにとってもいいような気もします。市町村には負担になるかもしれないけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員御提案のとおり、我々も県道だけでこの組織を運営しようとは考えておりません。できれば市町村を含めた形で利用していただくと。逆に、この組織が市町村からの花代の支援などのいろいろな支援を通して、行政だけではない独自の運用ができないかということまで考えて、今、仕組みづくりを検討している状況です。いずれは市町村それから自治会の皆さんに利用いただけるような中核団体に仕上げたいと考えているところです。

○新垣安弘委員 次に、沖縄県の次世代自動車充電インフラ整備ビジョンについて御説明をお願いします。

○永山淳環境政策課長 EV車の充電設備の整備状況ですけれども、平成27年6月現在、県で把握している県内における電気自動車充電設備の設置施設は118カ所となっております。2年前の平成25年5月時点では62カ所でありましたので、当時と比較して約2倍の箇所数となっております。

○新垣安弘委員 タクシーとレンタカーにおける電気自動車の数はわかりますか。

○永山淳環境政策課長 レンタカーとタクシーの導入状況ですけれども、レンタカーでは平成23年2月に220台の電気自動車—日産リーフが導入されましたが、平成27年1月時点では、電気自動車の登録数は22台と5年間でかなり減少しています。220台が現在22台になっております。

タクシーにつきましては現段階で把握できたのは2社です。それ以上の情報は把握しておりません。2社で2台です。

○新垣安弘委員 5年前に220台あった電気自動車が、5年間で今、22台になってしまっているということですよね。その原因や理由とかを教えてくださいませんか。

○永山淳環境政策課長 実はレンタカーにおいてかなり減少しているのは、EVレンタカー導入当初、文化観光スポーツ部が平成23年3月に観光客に対して調査したことがあります。その結果、観光客の不安が大きいと。なぜかという、やはり航続距離が短いので、ヤンバルとかへ行くと途中で切れてしまうのではないかという不安があって、レンタカー利用者の6割以上が不安ということで利用率が低迷して、レンタカー業者が電気自動車の多くを手放したということになっております。

○新垣安弘委員 レンタカー会社は200台の電気自動車を手放したことになっていきますけれども、この200台は県内にありますか、外に出て行ってしまったのですか。

○永山淳環境政策課長 詳しい調査はしていませんけれども、これについてレンタカー会社が県外に返したのものもあるし、県内でも出ている状況もあるみたいですが、それについては調査しておりません。

○新垣安弘委員 一時期テレビでもよくやっていたけれども、県内の大きさを考えたら電気自動車に向いているといった話があって、国の充電設備の補助事業もあってどんだんふやしていこうということがあって、県としてもエコリゾートアイランド構想の中で次世代の電気自動車をふやしていこうということが沖縄21世紀ビジョンにも掲げていたことだと思うのです。そういう方向性なのに、220台あった電気自動車がたった22台になってしまった。環境部長、これはどう考えますか。

○當間秀史環境部長 基本的には充電の箇所数が少なかったことが大きな要因かと思われます。通常、電気自動車の航続距離は200キロメートルと公称されていますが、クーラー等をつけると100キロメー

トルから150キロメートルの間になるということで、観光客の不安が大きかったらと思います。現在では、例えば沖縄本島北部を観光する際の充電スポットがどれくらいあるかという、やはり国頭村で3カ所、東村で1カ所、名護市では道の駅とかある程度多いですけども、やはり遠出をするような場所に充電機がないということがあって、これまでは進まなかったと思いますけれども、沖縄21世紀ビジョンによって箇所数や充電施設の整備が進んでおりますので、今後は反転して電気自動車が伸びるものと期待しています。

○新垣安弘委員 これはEVタウン構想の中に、国の政策で全国何カ所か入っていて、沖縄県もその構想を掲げて指定されているのです。全国あちこちで1つの県の都市地域でやっている部分もあるし、いろいろやっているの、そこは沖縄県の今のこの状態は、全然いい方向に行っていません。EVタウン構想で恐らく全国で10カ所以上指定されている地域があると思います。ほかの地域のことともどうなっているかぜひ調べていただきたい。220台が22台になったということは大問題です。普通であればレンタカーで導入して、3年後、5年後ぐらいにそれが民間に新古車、中古車として下りていってふえていくのが方向性なのに、これは大変な状況だと思うので、ここはぜひ全国のエコタウン構想の状況を調べてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

企業局お願ひします。

JICAがことしの福島サミットで、大洋州に対してODA拠出金として500億円の方向性を出しました。いろいろな国の戦略的な方向性がある、500億円のODA拠出金を出したのです。それでJICA沖縄が二、三カ月前に沖縄県の企業を集めて、ODAを利用して大洋州で事業しませんかということをやったと思いますけれども、企業局はそれに関心を示しましたか。

○上間文文企業企画統括監 新垣委員がおっしゃったのは9月15日のJICA在外事務所所長本部プログラムでの中小企業海外展開セミナーかと思いますが、これには企業局は参加してございません。声がかからなかったこともございますけれども、実際には参加しませんでした。たしか、商工労働部が参加していると思います。そのような情報はある程度収集している状況でございます。

○新垣安弘委員 沖縄県の企業の中で、水関係の事業をやっている企業がそれに参加したかどうかはわかりますか。

○平良敏昭企業局長 何社という確認はしていませんが、少なくとも太平洋州の水ビジネスに関心のある企業は何社かございまして、実際にはODAの枠を活用して現地で調査事業をやっている企業もございまして。そういうことで、先日、一般社団法人沖縄県経営者協会の会長と何社かが私のところに見えておりました、今後、水ビジネスについても積極的にやっていきたいというお話がありました。これは、海外展開となると、企業局だけではなく商工労働部、それから土木建築部あたりでも土木建築事業を海外でという企業もあるようですので、この辺と連携してどういう形で進めるかということはやる必要があるという話はしました。水ビジネスに関して申し上げますと、どういう形で沖縄県の企業が参画できるのか。一番の問題は、例えば本土では東京都とか横浜市それから北九州市あたりが海外で具体的に水ビジネスを展開するという取り組みをやっているわけです。沖縄県企業局は現時点で用水供給しかやっていないのです。いわゆる市町村に水を卸売するという用水供給。海外展開となると、逆に末端の事業—水道事業そのもののノウハウがないとできないという問題があります。ですから、この辺で単に企業局だけでどうこうするという話はなかなか難しい。一方で、企業局は当面の課題として、先ほど来申し上げている施設の老朽化とか耐震化といった課題が相当山積していますので、今、具体的に水ビジネスで私どもが海外でどうのこうのということは、まず人員的にも無理な話がありますので、当面県内の水関係の企業がどういうニーズを持って具体的に動くか、それを何回か私は局長室でお話をしていますが、バックアップという点では、当然、必要であればやりますよと話しているところであります。

○新垣安弘委員 ぜひ、これは野田政権のときに400億円で、今度安倍政権になってことし500億円にして、結構いろいろな戦略的な面で太平洋州に対しては見えていますので、そこは太平洋島サミットのこともあるし、沖縄県としても思い入れを持って見たいと思うし、そうやってODAの予算がつくわけですから、ぜひ何らかの形でかかわれるようでしたら、企業と一緒にやってかかわっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

あともう一点、企業局が供給している水と南部水道企業団の水質の特徴の比較をお願いします。

○石新実配水管理課長 南部水道企業団ですけれども、給水区域を3つの系統に分けておりました、そのうち新川分岐系統、津嘉山調整池系統というもの

は全量企業局から送った水を使っております。主に南風原町方面になります。もう一つ、八重瀬配水池系統というものがございまして、こちらは主として八重瀬町に供給していますがけれども、南部水道企業団が所有している摩文仁浄水場の水と企業局の水をブレンドした水を供給しています。この企業局の水と、ブレンド水の水質の違いですけれども、ブレンド水—南部水道企業団と企業局の水をブレンドした水は、企業局の水と比べて窒素ですとか硬度、それから蒸発残留物の3項目の数値が高い状況にあります。ただし、水道法で定める水質基準は十分満足する値になっています。

○新垣安弘委員 3項目の数値が高いということは、飲んでみて値段つけるとしたら、どちらがいいですか。

○石新実配水管理課長 窒素それから蒸発残留物については少ないにこしたことはないかと思っておりますけれども、硬度につきましては高いと申し上げましたが、昨年度の水質検査結果によると123程度となっていて、水質基準の300に比べると大分低いですが、企業局が送っている水は西原系統、石川系統ということで35ぐらいですけれども、北谷浄水場の100と比べると若干高いぐらいの数字になっておりまして、値段をつけるとなるとそれほど差はないのではないかと思います。

○新垣安弘委員 最後に、通告は出していませんけれども、今、糸満市に向けて送水管の布設をやっていますよね。1車線の半分以上ぐらいを掘って、大きい送水管を埋めてますね。結構長く続いていると思いますけれども、道路からしたら、掘って埋めた後よりもそのままのほうが表面は滑らかですよ。掘って埋めたらでこぼこはどうしても出ますけれども、工事した後の表面の仕上がりといいますか、そこら辺の点検や管理はしっかりやっていますか。

○上地安春建設計画課長 今、委員がおっしゃるのは、恐らく県道77号線の与那原町から南下していくところの道路のことだと思います。そちらでは、現在、西原糸満送水管布設工事をしております。基本的に県道部分につきましては、工事に当たって計画時点または完了時点でも道路管理者の指示・立ち合いのもとに道路を復旧していくこととなりますので、その段差による交通の影響がないようにということで、道路管理者との調整、指示を仰いで工事を完結させるようにしております。

○新垣良俊委員 具志堅透委員。

○具志堅透委員 企業局から一、二点確認をさせて

ください。

まず1点目、沖縄県水道事業会計決算審査意見書の9ページ、有収率について確認をとりたいと思います。98.54%ということで、非常にいいという雰囲気は持っています。全国平均あるいは九州平均等々と比較しながら、いいほうなのか、これ以上有収率を上げるのは難しいのか、その辺を含めて所見を伺いたいと思います。

○平良敏昭企業局長 有収率については、全国的には大体99%とか98%。大体99%が多いと思いますが、沖縄県企業局は98%台です。それについて私も何度も職員たちと議論はしております。なぜ沖縄県が若干の差はありますけれども99%まではいかないのかという疑問—実は昨日も私は職員と議論しました。結局、機器メーターの問題も含めて、要するに5%以内は機器として問題ないという国の基準もあって、仮に企業局の水が漏水すると、それだけの管でするので、どうしても外に噴き出してくるのがわかる。ですから、漏水ということは考えられないというのが私どもの結論でして、機器の何らかの誤差ではないかということで、約99%近いですから、それほど問題はないだろうと。市町村が若干低いのは気になりますけれども、企業局としてはほぼ問題ないのではないかと見ております。

○具志堅透委員 例えば、本部町は公営企業会計を持っていますけれども、有収率を上げるために古いメーターを取りかえたりといったことをやっていたけれども、それも企業局としてもやっていると理解していいですか。

○平良敏昭企業局長 問題のある機器は、当然、更新していくという立場で取り組んでおります。

○具志堅透委員 次に、決算書から水源施設に対する事業的なものを探していますけれどもなかなか探せなくて。その辺の部分はありますか。

○平良敏昭企業局長 先日、国頭村から要望がありました。水源基金が平成24年度をもって終わったわけです。金武ダムを最後に水源開発は終了ということで、金武ダムの完成に伴って水源基金も終了しました。今後どうするかといういろいろな意見もありますけれども、現時点で企業局は何もしていないというわけではなくて、ダム等の所在市町村には固定資産税相当額を毎年払って、それが北部全体で14億円ぐらい払っております。ですから、市町村によって大きな財源になっているかと思っております。一方で、企業局の経営状況の見通しが、決算審査等もあるわけですけれども、今後やはり厳しくなっていくと。

そういう中でどうするかという議論を我々内部でも企画部とも連携しながら議論をしているという現段階でございます。

○具志堅透委員 その議論を待ちたいと思いますけれども、ぜひ、地域からかなり強い要望もありますので、また私もいろいろなことを提案させてもらっていますけれども、それも踏まえてしっかりと協議をしていただきたいと思います。要望でとめておきます。

次に、環境部ですけれども、世界自然遺産登録についてお伺いしたいのですが、主要施策の成果に関する報告書を見ますと、自然環境の利用と保全の現状及び将来の利用予測の調査をしたということになっています。調査をした結果、どういうことが出てきているのか。現状がどうあって、将来の利用予測とは何か、あるいはその辺の説明をお願いします。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 この事業は世界遺産登録の推進のためということで一括交付金を活用した事業で平成25年度からの実施になっております。平成25年度は、世界遺産登録のために必要な推薦書の中にどうしても出てくる生物種の目録ということで、沖縄県内にどういう種がいるかということで、その生物種の調査を実施しております。平成25年度では、植物が約2484種、動物で9364種いるという調査結果が出ております。それから平成26年度は、ヤンバルと西表地域の自然環境を利用したスポットの現状がどうなっているのかということで、オーバーユースを想定した調査を実施しております。調査に当たってはヤンバルを29のエリアに、西表島は13のエリアに分けて、それぞれ地域ごとにどういう課題があるのかということ进行调查しているところでございます。例えばヤンバルですと、29エリアの中で3つ、4つは課題があるのではないかと、例えば大国林道沿いですとか与那覇岳周辺について、1つの提案として非常にアクセスもよくて、今後、世界遺産に向けて利用者数も伸びるだろうと。サイン類一標識等も不足していて、道に迷うとかというような危険も出るのではないかと。それから、大国林道とかは全線舗装されていますので、ロードキルの課題ですとかもろもろ課題が提案されている状況でございます。大国林道、与那覇岳以外にもター滝周辺、玉辻山、慶佐次等々が課題の多そうなエリアということで提案されています。西表島も同様に、船浦、ピナイサーラの滝ですとか、数カ所そういう課題が提案されているという状況でございます。

○具志堅透委員 そういった課題が浮き彫りになってきているということでもありますけれども、登録に向けてはその課題を解決していかなければならないことなのか。そうであれば、当然、解決はしなければならぬだろうと思いますけれども、その辺のところはどうですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 今年度から、前年度の結果を受けて、地域も含めた検討会一部会も含めて組織しております。今年度は地域の中からは行政部門、それから地元を中心としたそういう部会の両方を分けて、今後、行政が世界遺産登録に向けて取り組むべき事項、それから地元住民を含めた取り組みはどうあるべきかを、今後、検討会の中で議論をしていくことになっております。

○具志堅透委員 もう一つは、地元住民の合意形成という点で懸念される部分があるのではないかと私は考えています。その辺のところについてはどういう形であらわれていますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員御指摘のとおり、条件付きの同意ということで、ヤンバル3村からも若干意見が出ております。世界遺産に向けて取り組む際にどうしても必要になる法的保護担保措置ということで、ヤンバルの国立公園化に向けて、今、環境省が取り組んでおりますが、それに当たって、地元からの同意が必要ということで、同意について照会をしたところ、7月15日時点でヤンバル3村から国立公園については条件をつけて同意するという回答が出ていると。その条件については、それぞれ3村から出ておりますけれども、おおむね7つから8つで、内容を紹介しますと、住民に理解が得られるような丁寧な説明をしてください。それから、いわゆる国立公園化に当たっては地権者の財産に制約がかかりますので、誠意を持って十分説明してほしいと。それから、国立公園になった後は、速やかに世界遺産に登録されるような体制で取り組んでほしいと。それから、自然環境の再生ですとか公園施設の整備ですとか、利用推進に当たっての整備も主体的に取り組んでほしい、林業・農業含めて地域の経済活動にも十分配慮してほしい等、7つ、8つの要望が出ている状況でございます。それを受けて、沖縄県も市町村同様に照会を受けている状況でございます。実は、沖縄県はまだ回答はしていませんけれども、ヤンバル3村の条件を我々でも整理をしながら、クリアができるという判断の段階で回答はしたいと考えていて、まさに今、最終段階になっている状況でございます。

○具志堅透委員 今の条件つき同意一地元からの要望的なことも含まれているのだらうと思いますけれども、7つから8つの項目だと言っておりますけれども、それに対しては誠意を持ってしっかりとクリアしながら、ぜひ、それに向けて頑張っていただきたいと思います。

次に、主要施策の成果に関する報告書42ページ、公共関与推進事業ですけれども、それに対する進捗を教えていただきたいのと、もし課題があれば課題もお願いします。

○棚原憲実環境整備課長 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備、運営に関しましては、平成25年9月に建設予定地の名護市安和区、名護市、沖縄県環境整備センター、以下センターといいます、沖縄県の4者で基本合意書を締結しております。建設予定地の用地取得につきましては、平成27年6月に用地全てをセンターが取得し、登記移転を完了しております。センターは平成26年6月から基本計画、基本設計業務、最終処分場設置許可手続に必要な生活環境影響調査業務を発注しており、基本計画、基本設計業務につきましては、平成27年3月に終了しています。基本計画、基本設計を実施した結果、所要資金が従来計画の約36億円から約86億円まで膨らむ見込みとなったため、現在、事業費の圧縮について見直し作業を進めているところです。

○具志堅透委員 36億円から86億円ですか。これは圧縮できるような話ですか。それとも、86億円を圧縮したとしてもわかりませんが、10億円ぐらい圧縮したとしても、それでも事業は実施する予定であるということでもいいのかどうか。

○棚原憲実環境整備課長 資金が増加した理由として、県としましては、モデルとなるかなりハイレベルな施設をつくらうということで基本計画に盛り込んでいましたけれども、実際に基本計画を進めていく上で、土地の購入に要する費用がかなり想定を上回ったこと。最近の労務単価、資材の高騰、それと浸出水といたしまして、上からしみ出て地下に集まる水を高度処理する費用の中で、塩分を完全に除去するという高度処理にかなりお金がかかるということ。地下水対策に係る工事費の増、消費税のアップ等、建設費だけで従来計画約30億円から71億5000万円に増加するということが要因となっていました。これにつきまして、今現在、再度別の業者に工事の詳細の見直しを依頼しております、かなり圧縮できる部分については整理しながら、縮減を進めているという状況です。

○具志堅透委員 圧縮もやらなければならないだろうと思いますけれども、一方では、皆さんの事業内容の目的等にも書いてありますけれども、公共の信用力を活用しながらこういったものをつくろうとしているわけです。県が関与することによって、安全性、信頼性を高めて地元も同意をしていると思うのです。そこは前にも申し上げたことがありますけれども、県がかかわるわけですからしっかりとしたものをつくって、一切のクレームが出ないような形で、多少お金がかかるかもしれませんが、モデルケースとなると思いますので、そういった形での取り組みを要望をしたいと思います。それに対してコメントがあれば。

○當間秀史環境部長 我々としても公共関与事業というものは、やはり今後の最終処分場のモデルとなるような整備事業であると考えておりますので、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○具志堅透委員 次に、環境再生事業です。先ほど説明をしておりましたけれども、その今現在の状況を少し伺いたいと思います。

○永山淳環境政策課長 自然環境の保全再生事業の現在の進捗状況等を説明します。平成27年3月に、自然環境再生事業の実施に当たっての基本的な考え方を体系的に取りまとめた沖縄県自然環境再生指針を策定しておりました。平成27年度から当該指針に沿った再生モデル事業を東村の慶佐次川流域において開始しております。目指すべき姿や必要な対策を検討、実施するために、現在、7月と9月に地元の関係者そしてまた関係部局等が集まって協議会を2回開催しております。あわせて勉強会も2回開催しているところであります。今年度中には再生により目指すべき姿を取りまとめた全体構想、それから具体的な進め方を示した実施計画を策定する予定であります。今後、着実に進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 ことし基本構想が終わって、全体構想を次にやっていくと。そして実施計画に持っていくということでもいいですか。

○永山淳環境政策課長 要するに、目指すべき姿というのが全体的な構想です。平成27年度中に全体的な構想と、例えば河川をつくるとかマングローブをどうするのかという具体的な実施計画、その両方を今年度中に作成するというところであります。平成28年度に具体的に測量や設計に入り、平成29年度に工事を執行するというのを考えております。完成

は平成30年度以降で、再生した自然環境の利活用—実際の事業効果が検証できるのは平成30年度以降ということで、いつという形では、今、ここでは申し上げられません。

○具志堅透委員 次に、公有水面埋立承認について少し確認をとりたいと思っております。今回、翁長知事が取り消しをしておりますが、環境部としてどうかかわってきたのか。きのう土木建築部ともいろいろやりとりしましたけれども、土木建築部には第三者委員会からの云々で、その点検というか依頼が来たと言いましたけれども、環境部としてはどうかかわってきたのか、尋ねます。

○當間秀史環境部長 今般の公有水面埋立承認の取り消しについては、法的な瑕疵を検証するとした第三者委員会において瑕疵が認められるということでの報告がありまして、これに基づきまして所管部局で手続がされたということでありまして。その際において、所管部局から環境部に意見を求められたということはございません。

○具志堅透委員 意見を求められたことはない。第三者委員会から瑕疵があると出ました。例えば、埋め立ての必要性あるいは環境保全措置等があるので、その環境保全措置云々でも環境部局に求められたことはないですか。

○當間秀史環境部長 はい、そのとおりです。

○新垣良俊委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 今、せっかく環境部で聞いていますので、環境部から質疑したいと思っております。

先ほど環境部長が答弁したとおり、百条委員会、代表質問、一般質問、また各委員会、土木環境委員会でもそうですけれども、私は辺野古埋立工事、また那覇空港第2滑走路、また泡瀬の埋め立て、一貫として環境部は環境に影響があるというスタンスは変わっていないと思っております。そういった意味で環境保全措置についてあえて伺いますけれども、県内では、現在、泡瀬の埋め立て、また那覇空港第2滑走路埋め立てが進行中です。いずれも環境監視等委員会を設置して、環境の専門家の意見と助言を踏まえつつ、現在埋め立てを実施しております。これは、基本的には法律にのっとり、3件とも埋立事業を進められていると認識しておりますけれども、環境部長は、環境部としては環境に影響ある、しかしながら事業としてはこれまで進められておりました。知事がかわりまして、そのスタンスが少し変わった関係で辺野古はとめられております。これは基地だからとめられたのでしょうか。基地でなければ環

境に問題があっても進められるべき埋立事業なのか、環境部長いかがでしょうか。

○當間秀史環境部長 今回の承認取消の内容については、第三者委員会の報告を受けて、所管部局でどのような判断がなされたかということは、環境部としては承知しておりません。

○中川京貴委員 第三者委員会は環境部の意見は変わっていないので意見を聞く必要はないという判断だったと思います。しかしながら、沖縄県の継続性のある行政を進めていくに当たって、工事中に想定していなかった希少種が発見されることもあります。専門家の意見を聞きながら適切に対応している。環境アセスメントにおいて十分に予測・評価し、環境保全策を計画したとしても、そこにはある程度の不確実性が必ず存在します。環境部として環境保全を行うに当たって不確実性があることを認めますか。

○當間秀史環境部長 環境影響評価というものは、まず従来の文献と現地調査等を行った上で、それらのデータに基づき予測を行い、評価をして環境保全措置をとるということになります。ですから、この予測については一定程度の不確実性というものは、当然、伴うとは考えております。

○中川京貴委員 これは百条委員会でも、土木建築部においても認めているのです。全て100%予測・評価できないわけで、そのために不確実性があるからこそ、工事中にも環境監視等委員会の意見と助言を聞いて、環境保全策を実施するということではありませんか。

○當間秀史環境部長 免許権者において、そのような考えのもとに留意事項を付したと考えております。

○中川京貴委員 だからこそ環境監視等委員会を設置するという事は、現時点でとり得る環境保全策を講じていることになりませんか。委員会を設置しているということは。

○當間秀史環境部長 環境監視等委員会につきましては、先の埋立承認における留意事項の中で設置され、その設置の目的としては、事業者において普天間飛行場代替施設建設事業を円滑かつ適正に行うため、環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性、客観性を確保するため、科学的、専門的助言を行うことを目的として設置されたと理解しております。

○中川京貴委員 だからこそ、そもそもこの委員会が助言を行いながら事業を進めるという認識ではあ

りませんか。

○**當間秀史環境部長** そういうことであります。

○**中川京貴委員** 那覇空港第2滑走路についても、新聞等で工事がストップした報道がありましたけれども、それはどうしてストップしたのですか。

○**當間秀史環境部長** ただいま御質疑のあった件については、承知しておりません。

○**古謝隆環境企画統括監** 新聞報道を見た覚えがありますけれども、事実関係を確認したわけではございません。たしか防止膜などの管理が余りよくなくて、水の濁りが生じて漁業に支障が生じているというような見出しだったかと思えます。

○**中川京貴委員** だからこそ那覇空港第2滑走路事業、泡瀬の埋め立て事業もそうですけれども、環境監視等委員会を設置して、トラブルが発生したらその都度クリアしていくというものではないのでしょうか。今、環境部長が答弁したとおりに、そのとおりに言っていましたけれども、第三者委員会から環境部に要請はなかったとしても、基地対策課からはありませんでしたか。

○**當間秀史環境部長** この承認取り消しに当たってのそういった照会は、基地対策課からはございませんでした。

○**中川京貴委員** これは委員会ですので、議事録に残ることでありますので、基地対策課から環境部に対して、この今回の件の意見聴取はなかったということで理解してよろしいですね。

○**當間秀史環境部長** 特に意見を求められたことはありません。

○**中川京貴委員** 先ほどから質疑、答弁が出ていますけれども、環境部は環境保全対策についての見解や判断が異なるだけで、法的な瑕疵については何も指摘しておりません。知事がかわったからといって法的な取り扱いまで変えることはいかなるものかと思っております。今回の承認取り消しも含めて、要調査事項として要請したいと思います。

○**新垣良俊委員長** ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということですので、提起する理由について簡潔に説明をお願いします。なお、提起理由の説明については、質疑の時間には含めないこととします。

○**中川京貴委員** ただいま環境部長に質疑しましたけれども、泡瀬埋め立て、そして那覇空港第2滑走路、そして辺野古も含めて、環境部としての見解は一貫として変わっておりません。しかしながら、事業としては環境監視等委員会を設置して、その都度

トラブルや希少動物とか出ればそれを調査し、クリアしながら事業を進めていくという県の方向性に対しては、今、那覇空港第2滑走路や泡瀬は進んでおります。しかし、辺野古については基地だからできないのか、だめなのかということに対しては、環境部長では答弁できませんでしたので、それを直接知事に見解をお伺いしたいと思っております。

○**新垣良俊委員長** ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、本日の調査終了後に協議したいと思います。

中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 主要施策の成果に関する報告書の40ページ。これは朝から少し出ていました海岸漂着物の不用額についてです。これは各委員からも指摘がありましたけれども、この6億円を国に予算要求したときの根拠は何でしょうか。

○**棚原憲実環境整備課長** 予算要求に当たりましては、平成23年度の実態調査を踏まえまして、実態調査の存在量が1年間に8900立米。それを処理するために要する経費ということで積算を積み上げまして、2年間の事業として要求しております。

○**中川京貴委員** しかし、きょうの朝からの答弁では、これが執行できなかった理由に、テトラポットなどがあって回収事業ができないところがあったと言いますが、だからこそやるのではありませんか。

○**棚原憲実環境整備課長** 委員おっしゃるように、そういうところも確かにございますし、毎年流れてくるという問題もありますけれども、県としましては、やはり海岸管理者とか、その海岸線を管理しております市町村のどこを優先的にやっていったほうがいいのかという意向を踏まえて、予算要求しておりますし、実際に交付して事業執行しております。

○**中川京貴委員** これは概算要求をとって、国に要求を出したのは県ですよ。市町村から集めて出したのですか。

○**棚原憲実環境整備課長** 実施要求市町村の要求額も含めて、管理者である県の土木建築部と農林水産部等の要求額も踏まえ、我々環境部として国に要求しております。

○**中川京貴委員** 市町村がやる事業はもちろんそうです。しかし、市町村ができなかったときの二段構えとして、県が返還しないでそういった厳しいところ—例えば市町村ができないところを予測して、県がその次に市町村に契約させて、こういったところは専門的な業者に委託させる必要性はなかったかと

というようなことで。では今後、そこはそのまま放っておくのかということです。難しいところの漂着物はいつ撤去するのですか。県の単費でやるのですか。

○**當間秀史環境部長** 御指摘のとおり、今回の繰越額が大きなものになったというのは、1点目には、予算計上時に精度の高い所要経費の見積もりができなかったという部分と、事業の進捗状況を的確に把握することができていなかったかと思っております。今後につきましては、今おっしゃられたような場所、あるいは海底のごみの収集についても、今後、検討していきたいと考えております。

○**中川京貴委員** 海岸漂着物以外にも国の事業で、例えば各市町村から要望があってタイヤの処理とか、廃車の処理等が過去にあったはずですが。そのときは、多分1000万円が限度額だったと思いますけれども、そういった場合は県が主導的にその市町村と連携をとりながら、予算執行したはずですが。違いますか。

○**棚原憲実環境整備課長** 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づいて、離島においては輸送費の8割補助があるという事業があります。県が直接補助をしているわけではなく、廃車に伴う基金を全国に設置しておりますので、その基金から拠出してその離島の輸送費の補助を行っております。

○**古謝隆環境企画統括監** 今おっしゃっているものは、廃タイヤであるとか廃自動車などについて、以前、随分滞積して、流通、リサイクルのシステムがうまく回らない時期がありましたけれども、そのときに講じたものが特別調整費を使ったりとか、あるいは国のグリーンニューディール基金がございましたので、その事業でもって離島を中心に処理したということがございます。現在、その事業はありませんけれども、たしか平成23年度ぐらいまでだったと思いますけれども、そのころの事業だったかと思えます。

○**中川京貴委員** これは答弁したとおりです。それがありませんので、そういった事業を市町村と連携をとりながら、二段構え、三段構えして予算執行していただきたい。環境部長、いかがでしょう。

○**當間秀史環境部長** そういった過去の事例も踏まえながら、市町村と連携してごみ処理を進めていきたいと考えております。

○**中川京貴委員** 環境部について最後ですけれども、40ページ、豊かな自然環境の保全。自然と歴史というところで、世界遺産も含めて市町村—例えば、県がこの一帯を指定しますね。市町村、あるいは地

主との合意形成はとられているのでしょうか。

○**當間秀史環境部長** 基本的に、例えば鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の設定であるとか、あるいは自然公園法に基づく公園区域の設定におきましては、地権者の同意をとるようというところで、環境省からの通知もございます。

○**中川京貴委員** 例えば、権利売買によってその地主の持ち物は変わりますよね。そのときに、指定を外してくれと要請されたら外れますか。要するに、県が買い上げるとか、市町村が買い上げするということで、自然保護する必要性はないですかと聞いているのです。

○**當間秀史環境部長** 基本的に、そういった区域指定をしたところについて、国あるいは県が購入するということは理屈としてはありますけれども、今までについては、県はこれをやっていることはありません。

○**中川京貴委員** 環境部長、あえて聞きますけれども、豊かな自然を守るためには、財産保護をしなければなりません。それが個人の土地であって、県が網をかぶせることによって個人が自由に使えないのです。例えば駐車場にしたいくても、環境を壊す。店を開けたくても、できない。それを県が買い上げする。例えば、県から補助金をおろして市町村で買ってもらい、そして自然を残すという考えを環境部は持っていないのですか。

○**當間秀史環境部長** そういった考えは、確かに欧米ではナショナルトラスト運動といってよくあることではあります。県としても、今後こういう手法は、確かに沖縄県の自然環境を守る上では有効だとは考えておりますので、少し研究をさせていただきたいと思えます。

○**中川京貴委員** 欧米の話をしているのではなくて、欧米やほかでも推進されていることに対して、もっと県はいろいろな一括交付金やいろんな予算を活用して、環境部として推進していくのだと、やっていきますという姿勢がないのですかと聞いているのです。環境部としてあるかないかを答えてください。環境を守るために問題提起しているのです。

○**當間秀史環境部長** 今おっしゃられた手法は、自然環境を守るためには必要な手段の一つだと思えますので、今後、その部分のこういったことが考えられるのか、県として研究させていただきたいと思えます。

○**中川京貴委員** もう時間がありませんので、企業

局に質疑します。

企業局は、これまでのダム建設または水源確保など、安定供給の確保、安全でおいしい水の供給に取り組んできたはずでありますけれども、今後、沖縄県において断水はないと判断してよろしいのでしょうか、企業局長。

○平良敏昭企業局長 金武ダムをもって水源開発も終了ということで、先ほど午前中でもありましたように、水量が最大で1億1200万立法メートルを確保しておりますので、今のところ大きな人口増も望めないし、それから観光客が現在でも717万人来ていますので、それを含めて十分供給しているし、今後も見通しとしては問題はないということで、断水はないということでお答えしたいと思います。

○中川京貴委員 これは企業局長が明言しておりますので、これから住宅一例例えばアパートなどいろいろな建築物をつくるに当たって、これまで2階、3階にタンクを設置するための別の予算が伴っておりました。企業局長の答弁で、やはり将来断水がないのであればつくる必要はないと。設計の段階でそうなると思いますので、ぜひ企業努力をしながら、断水のない水道事業を続けていただきたい。これは要望です。もう一つは、第8次沖縄県企業局経営計画の中で、定員管理の適正化ということで、民間委託等を進めていくと答弁していました。また民間委託されております。その成果と今後の課題を伺いたいです。石川浄水場とその他を指定管理しましたよね。

○大村敏久総務企画課長 第8次沖縄県企業局経営計画の平成22年から平成25年度までの4年間で、名護浄水場と石川浄水場、西原浄水場の3浄水場を民間委託しております。実績としましては、人数は約37名減となっておりますけれども、その分、委託業者がかわってやっておりますので、官と民の連携でより災害に強いライフラインの確保ができていますものと認識しております。

○中川京貴委員 成果や課題も含めて、今後、企業局としてもそういった行政改革を進めていきますか。

○平良敏昭企業局長 今、総務企画課長から答弁ありましたけれども、平成22年から平成25年までの第8次沖縄県企業局経営計画で職員数が24人ほど減になっております。それから、午前中にも質疑がありました海水淡水化施設の管理の合理化で動力費の削減とかそういうことで、成果としては4年間の目標の2億6000万円に対して4億円ぐらいの節減効果ということで、一応、成果を上げております。今後、

やはり私どもとしては水道料金が安易に値上げにならないように、やはり経営の合理化、効率化、これは確実にやっていかなければならないと思っております。そういうことで、第9次沖縄県企業局経営計画でも目標として4年間で1億2400万円ぐらいの節減目標を掲げているわけですがけれども、民間委託も含めて、今後、来年から久志浄水場の民間委託を、今年度予算でも習熟訓練費ということで計上していますけれども、この辺を進めながら全体的な経費の節減に努力していくということで、第9次沖縄県企業局経営計画を着実に進めながら対応していきたいと考えております。

○中川京貴委員 きょうは朝から水道事業について質疑が出ておりましたけれども、御承知のとおり仲井眞県政のときに、離島から水道料金を一元化にさせていただきたいという要望が出ておりました。しかし、企業局長の答弁では、離島を一元化することによって、今現在の水道料金が若干上がりますという答弁をしていました、そうですね。

○平良敏昭企業局長 幾ら上げるかどうかの議論は、これは議会でまた相談しなければならない事項でもあります。現時点でどのぐらいのコストアップ要因になるかということが問題なのです。精査をさらに進めているところでありますけれども、年間で5億円ないし6億円ぐらいのコストアップ要因。これは収入を引いた分です。これを単純に割り算すると大体1立方メートル当たり3円から4円ぐらいの数字になると。それをそのままストレートに値上げをするのかどうか、これは県政の判断、あるいは議会の各議員の御判断も含めて、今後、議論をしていくわけですがけれども、いずれにしても5億円から6億円ぐらいはどうしてもコストアップ要因になると。しかしそれは、やはり先ほども申し上げた南北大東の水道料金、沖縄本島で企業局が供給している水道料金が大体10立方メートルで計算すると1400円前後から千五、六百円前後ぐらいですので、やはり格差が大きいという問題がありますので、沖縄県全体をできるだけならしていく必要があると考えておりますので、やはり広域化はやっていかなければならないと考えております。

○中川京貴委員 先ほどの答弁で一番高いところが北大東村で、安いところが東村の650円。企業局は100円弱で売っているはずだけれども、650円で安く売れる根拠は何でしょうか。

○平良敏昭企業局長 東村は独自の水源で、自分たちで全部対応しております。その分だけコスト的に

は水源費用も含め、負担が余りかからないという現実がありますので、多分それで安くなっていると思っております。

○中川京貴委員 それであれば、企業局が供給しているところで一番安いところはどこでしょうか。

○平良敏昭企業局長 金武町で10立方メートル当たり800円です。

○中川京貴委員 たしか県は103円か105円ですよ。それが800円ということは1リットル当たり85円ですか。その差額の30円、40円は金武町はもちろん嘉手納町も行政努力しているのです。そういった意味では、消費税も転嫁しておりません。地元は御承知のとおり、本来の目的が公共の福祉の増進であることを忘れてはいけません。そういった意味では、離島が一緒になったからと言って、水道料金を値上げすることなく、そのために指定管理をしたりいろいろな行政改革があったはずですので、企業局長、ぜひその辺は、お互い議会の承認があるかもしれませんが、離島が一緒になっても水道料金を値上げすることなく、本来の目的である公共の福祉の増進を推進していただきたい、いかがでしょうか。

○平良敏昭企業局長 中川委員のおっしゃる意味もよくわかりますけれども、やはり仮に5億円から6億円のコストアップ要因になると、私ども企業局の経営状況からすると大幅な赤字になる。ですから、今後の管路の耐震化等、老朽化等、浄水場の計画的な更新をやっていくためには、アセットマネジメントのサイクル年当たり大体130億円ぐらいの投資が必要だと我々は見込んでおります。そうするととても対応できない、では、どうするかという問題です。そこでいろいろな恵みが出てくるかもしれませんが、本当にそれを企業局の料金値上げで対応しないと、一般会計から繰り入れるのかと。毎年、それだけのお金を繰り入れることが果たしているのかと。この辺は全体で議論しなければならないと思います。ただ、やはり5億円余りの新たな負担増をどうするか、これはぜひみんなで、また私どもも含めて考えていかなければならないと思います。

○新垣良俊委員長 以上で、環境部長及び企業局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議

をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起する委員から改めて提起する趣旨について御説明をお願いいたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 見出しにある公有水面埋立承認の取り消しにおいて、取り消しの手法をとった理由と重大な瑕疵の確認について、きのうの質疑の中で、土木環境委員会としては、数量的な云々とか、瑕疵の大小だとか、その辺の重大に瑕疵があるということの確認がなかなか伺えない部分がありまして、知事のこれまでの会見あるいは第三者委員会の報告を聞いてもなかなか読み取れない部分がありまして、その辺を直接知事から意見を確認したいということで、要調査事項に上げております。よろしく取り計らいをお願いします。

○新垣良俊委員長 具志堅委員の説明は終わりました。

次に、中川京貴委員。

○中川京貴委員 公有水面埋立承認の取り消しにおける環境保全対策に関する見解について、私は土木建築部でも要調査事項で申し上げましたけれども、環境部においても御承知のとおり、現在、泡瀬の埋め立て、那覇空港の第2滑走路の埋め立てなどが進行中です。辺野古ももちろんそうですが、環境監視等委員会を設置して、環境の専門家の意見と助言を踏まえつつ、埋め立てを実施しています。土木建築部については法律にのっとって進めてきましたけれども、環境部については辺野古の場合は基地だからだめなのか、基地でなければいいのかということに対して、環境部長の意見が求められませんでした。その答弁は、知事本人にお伺いしたいと思います。

○新垣良俊委員長 中川委員の説明は終わりました。

次に、要調査事項の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理について協議した。次に、反対意見及び特記事項の有無の確認を行った。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお報告することといたします。

次に、要調査事項として報告することについて反対の意見がある場合には、その意見もあわせて報告することとなっておりますので、反対意見がありま

したら挙手の上、御発言をお願いいたします。

奥平一夫委員。

○**奥平一夫委員** 今、提案されている公有水面埋立承認の取り消しについては、そもそもそれを取り上げることで、正直に言って、決算特別委員会の場に非常にふさわしくない。ましてや、第三者委員会の報告書を見てもなかなかわからないという認識の違いは、知事を呼べという理由にはならない。そういうことで、私は反対です。

○**新垣良俊委員長** ほかにありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 同じことの繰り返しですけれども、そもそもの発端は、前知事が公有水面埋立法に違反して埋立承認をしたことがきっかけです。その中身についても、私は百条委員会でも言ってきましたけれども、明確に今の知事になってからやったことについては、正しい。ですから、前知事がでたらめなことをしたことについては、やはり議会で正常化しないとイケないです。

○**新垣良俊委員長** ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣良俊委員長** 意見なしと認めます。

次に、特記事項について御提案がありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

なお、特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項を想定しております。

意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣良俊委員長** 意見なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の内容を含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣良俊委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後4時8分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 垣 良 俊